

特別の教育課程を実施するための 指導計画・学習評価等に係る論点等について



ワーキンググループにおける検討事項・論点

令和7年10月16日
特定分野に特異な才能のある
児童生徒に係る特別の教育課程
ワーキンググループ
資料1を踏まえ作成

学校外の機関とも連携し、特性等に応じた高度な内容を取扱う場合等において、特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みについて、企画特別部会の論点整理を踏まえつつ、具体的に検討する

本日の議論

②特別の教育課程の内容・授業時数・指導計画等

本日は特別の教育課程の指導計画・学習評価の在り方を検討する上での論点等を整理し、具体的な方向性については次回以降検討

(論点整理における記載)

- ・ 外部機関とも連携しつつ、過度な負担を生じさせないように配慮しながら、個別の指導計画を作成する方向で検討すべき
- ・ 学習評価は指導要録上明確に位置付ける方向で検討すべき
- ・ 入試対策など単なる早修を助長しない運用とすべき
- ・ 特性等に応じた高度な内容に係る部分以外は、基本的に通常の教育課程と同様であり、標準総授業時数も確保することとする方向で、具体の運用を検討すべき

(具体的論点)

- 特別の教育課程の対象教科等の考え方 (対象とならない教科等での教育活動は、基本的に他の児童生徒と同様の通常の教育課程)
- 具体的な対象となる教育活動の適否
例：部分的な上位学年・上位学校種への先取り学習、大学の科目履修、大学や民間等が実施するプログラムへの参加、発展的な課題を対象とする個人探究、等
- 具体的な実施方法の適否
例：夏季休業期間での集中実施、オンラインの活用による受講、指導者の来校による実施、授業日と休業日を組み合わせた実施、等
- 特別の教育課程の授業時数の取扱い
- 通常の教育課程での指導方法の工夫や柔軟化 (裁量的な時間等の活用を含む) や、教育課程外による支援との役割分担や関係性の整理
- 個別の指導計画の目的、作成の主体、記載すべき要素、効果的かつ過度な負担が生じない運用方法
- 指導の記録、学習評価の方法・観点、指導要録における記載イメージ

【各回共通して抑えておくべき論点】

①制度構築の基本となる考え方や留意点

【前回までの議論】

②特別の教育課程の内容・授業時数・指導計画等のうち、特別の教育課程の内容・授業時数等について

③特別の教育課程が実施される場所

対象活動を実施する機関や場所、指導者の考え方

【今後議論】

②特別の教育課程の内容・授業時数・指導計画等のうち、指導計画・学習評価の具体的運用イメージについて

④対象となる児童生徒

指導計画・学習評価等の考え方に係る論点と方向性（1）

I. これまでの議論のポイント

<基本的考え方>

- ① まずは、通常の教育課程における支援の可能性を検討し、その上で、通常の教育課程のみでは支援が十分できない児童生徒を特別の教育課程の対象とする
- ② 「実現可能かつ持続可能な仕組みを創設する」という、制度構築の基本的な考え方を踏まえ、まずは一定数の事例を創出し、その上で運用上の成果・課題を踏まえて随時仕組みを改善し、徐々に事例を増やしていくこととする
- ③ 対象の児童生徒であっても、特別の教育課程で実施する特性等に応じた高度な内容に係る部分（対象活動（仮称））以外は、他の児童生徒とともに、通常の教育課程に基づく教育活動の中で学ぶことが前提。したがって、特別の教育課程は、飛び級や早期入学など、本来の学年よりも上位の学年・学校に早く在籍する、いわゆる「完全早修」を想定するものではない

<対象活動の考え方>

- 以下のいずれも満たす場合、対象活動の実施を可能とする方向
 - ① 特例の適用に伴って実施しないこととする相当教科等で育成する資質・能力について、おおむね適切に身に付けられると判断できる場合
 - ② 特異な才能のある児童生徒は、認知発達の特性等から、学習上・生活上の困難を抱えることもあることを踏まえ、以下の観点から対象活動を実施する方が効果的であると判断できる場合
 - （1）対象活動を実施することで相当教科等の実施等に伴う学習上の困難の軽減・解消が期待できるかどうか
 - （2）学級での他の児童生徒や教師との関係構築の観点から効果的かどうか（生活上の困難の軽減・解消の側面）
- 対象活動を実施する場合、相当教科等の一部または全部の内容及び授業時数を実施しないことができる方向
- 「対象活動」で想定される教育活動と実施方法として、例えば以下のようなものを想定

対象活動（例）	実施方法（例）
・ 部分的な早修	・ 相当教科等の時間に高校等に移動して授業を受講 ※ 高校等が近接している場合など連携しやすい場合等を主に想定
・ 個人探究 ・ 大学の講義 ・ 部分的な早修	・ 相当教科等の時間に在籍校（余裕教室等）において、 －オンラインを活用して大学（海外大学も含む）や高校等の講義・授業を受講 －来校した大学教員等の指導者が実施する授業を受講
・ 大学の講義 ・ 大学等が実施するプログラムやコンテストへの参加 ・ 部分的な早修	・ 相当教科等の時間に大学や研究機関、博物館や図書館等の社会教育施設等に移動して、講義やプログラムを受講 ※ 要件を満たした適切な教育活動を実施できる大学や研究機関等が在籍校の近隣に存在する場合や、大学附属の学校であって大学と連携しやすい場合等を主に想定

I. これまでの議論のポイント（つづき）

＜対象活動の実施機関等の考え方＞

「実施機関」が満たすべき基本的な要件

- ① 対象児童生徒の特異な才能を発揮する分野に関連し、一定の専門性を有していること
- ② 発達段階に応じた支援・指導の在り方、特異な才能のある児童生徒の特性の理解や支援の在り方等に関する一定の理解に基づき、相当教科等（※）の実施に伴う学習上・生活上の困難の軽減・解消が総合的に期待できる対象活動を実施できること（※）対象活動の実施に伴い、実施しなくてよいことになる相当する教科等
- ③ 対象活動での学習内容や状況について、対象児童生徒の原籍校と適切な連携を行うことができること（学習評価、卒業認定の観点からも把握が必要）

	実施機関として想定される主体
上位学校種	高等学校等
大学等	大学（短期大学や大学院を含む。以下同じ。）、高等専門学校 ※大学等がプログラムを実施する場合に加え、大学等の一定の関与の下、大学等の教授、准教授、講師、助教などが個別に指導する場合も想定。その際に大学院生等が協力することも想定 ※大学等の一定の関与の下、学校教育法に規定する名誉教授の称号を授与されている者が協力することも想定 ※外国の大学等も排除されないが、特に前頁の実施機関が満たすべき基本的な考え方③で示している、適切な連携体制の構築の観点から十分に留意が必要
公的研究機関	研究開発法人、独立行政法人が設置する研究機関
社会教育施設	博物館法に規定する博物館
民間団体	特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援について、一定の専門性と実績を有し、安定した持続的運営が実施できることを過去の活動等から教育委員会等が適切に判断できる公益的な法人

I. これまでの議論のポイント（つづき）

<対象活動を実施する場所等の考え方>

（オンラインの活用）

- 実施機関の指導者が在籍校で対象活動を実施できるケースは限られることや、適切な実施機関が存在するかどうかの状況は地域によって異なることも踏まえれば、対象活動の実施に当たっては在籍校においてオンラインの積極的な活用も想定

（在籍校以外の場所での活動）

- 対象活動のねらいや内容に応じて在籍校以外の場所で行うことが考えられるが、発達段階を踏まえた安全管理や対象機関の指導者に対する倫理面での啓発が適切に実施される必要がある。教育委員会や在籍校が安全管理等の状況を過度な負担なく適切に把握できるようにすることも含め、具体的な考え方については「運用の手引き」で整理
- 在籍校以外の場所へ移動して対象活動を実施する場合の指導要録上の取り扱いについては、移動時間を含めて対象活動として捉え、全体として出席と扱うことを基本としつつ、最終的には各教育委員会の判断により適切に取り扱うこととする方向

<実施機関の指導者の考え方>

- 主体に応じて、以下のように整理
 - 高等学校 : 高等学校の当該教科の免許状保有者であること
※特に修士号や博士号保有者の活用も期待される
 - 大学等 : 教授、准教授、講師、助教等（大学等における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有するものと認められている者であること）
 - 研究機関 : 当該機関において研究に従事する者であること
 - 社会教育施設 : 学芸員等の教育・研究に従事する者であること
 - 民間団体 : 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援について、一定の専門性と実績を有する者であることを教育委員会等が適切に判断できる者であること
- 指導者については、発達段階に応じた支援・指導の在り方、特異な才能のある児童生徒の特性等の理解や支援の在り方等について一定の理解が必要であることから、こうした観点からの留意点を「運用の手引き」で整理する方向

指導計画・学習評価等の考え方に係る論点と方向性（1）

Ⅱ. 指導計画・学習評価等の在り方を検討する上での考慮すべき視点

- 第4回WGまでの議論を踏まえ、対象活動（特別の教育課程で実施する特性等に応じた高度な内容に係る部分）を在籍校以外の機関や場所で実施するケースも多くなることが想定される中、対象児童生徒の状況（どのような特性があり、どのような困難があるのか）や、才能の伸長や困難の解消のためにどのような対象活動を行うのか、等について、関係者間で共通認識を持ちながら特別の教育課程を計画的かつ効果的に実施し、円滑に対象活動に係る学習を積み重ね、適切に学習評価を実施できるようにすることが必要。
このため、対象活動の質を総合的に確保する具体策として、特別の教育課程を編成・実施する上では、対象児童生徒の対象活動に係る指導計画を作成・実施することとしてはどうか。
- 指導計画の在り方を検討するに当たっては、第3回WGにおいて示された通り、「実現可能かつ持続可能な仕組みを創設する」という制度構築の基本的な考え方を踏まえ、実際に仕組みを運用する教育委員会や学校、実施機関等の過度な負担とならないよう、十分に配慮することが必要。
- 以上の考え方に基づいて指導計画等の在り方を検討する上では、以下のような観点に考慮すべきではないか。
※特別の教育課程の対象となる児童生徒の考え方・判断プロセスについては別途整理。

【①特異な才能の伸長や困難の解消に寄与する効果的な指導計画とする必要性の観点】

特異な才能が発揮される分野や程度が多岐にわたり、学習上・生活上の困難も多様である中、対象児童生徒の特異な才能の伸長や生じている困難等の解消に寄与する効果的な指導計画とする必要があるのではないか。

【②学習内容等を関係者が効率的に確認・共有・改善できる必要性の観点】

対象活動は、通常の教育課程では支援が十分できないレベルの高度な内容が想定されており、在籍校以外の実施機関等の指導者など様々な関係者が共通認識を持って継続的に連携しながら指導する必要がある。このため、当該児童生徒の学習内容等を関係者間で効率的に確認・共有・改善できる仕組みとする必要があるのではないか。

※対象活動を進める中で、当該児童生徒の状況や本人の意向等を十分に踏まえつつ、必要に応じて、対象児童生徒の対象活動の内容や場所を変更（特別の教育課程の実施中止を含む）することも考えられる。

【③適切な学習評価ができる必要性の観点】

学習評価は最終的には学級担任や教科担任が行うものであるが、実施機関の指導者等との連携を含め、過度な負担なく、適切に対象活動に係る学習評価ができるようにすることが必要。

併せて、特別の教育課程の実施が入試対策など単なる早修を助長するものとならないよう、入試における学習評価に係る取り扱い方について、どのように考えるか。

※入試対策など単なる早修を助長するものとならないようにするという観点は、学習評価のみならず、制度全体で通底させるべきものであることに留意

指導計画・学習評価等の考え方に係る論点と方向性（1）

Ⅲ. 指導計画に盛り込むべき要素 ※具体的な方向性は次回以降検討

【①特異な才能の伸長や困難の解消に寄与する効果的な指導計画とする必要性の観点】

特異な才能が発揮される分野や程度は多岐にわたり、生じる学習上・生活上の困難も多様である中、対象児童生徒の特異な才能の伸長や生じている困難等の解消に寄与する効果的な指導計画とする必要があるのではないかと

- 上記の観点から一定の質を確保しつつ効果的な対象活動を実施するため、国は、最低限、指導計画に盛り込むべき内容を示したうえで、各学校等において、柔軟に項目の追加や様式の設定をできるようにしてはどうか。
- 最低限、指導計画に盛り込むべき内容として、例えば以下のようなものが想定されるが、他にどのようなものが考えられるか。なお、指導計画を作成するに当たっては、対象児童生徒や保護者の意向も踏まえながら、才能の伸長や生じている困難等の解消に寄与するかという観点から検討する必要があることに留意。

【記載項目例】

（1）対象児童生徒の学習状況等に係る現在の「児童生徒の様子」

- ① 基礎的情報（氏名等）
- ② 特異な才能を発揮する分野、程度
- ③ 学習上・生活上生じている困難等の状況、程度
- ④ 相当教科等に関連する学校外での学習の状況（取得した資格等を含む）

（2）対象児童生徒が行う対象活動の「指導計画」

①（1）の②③④を踏まえた相当教科等

※以下のいずれかのパターンにより記載。相当教科等の一部の場合は、領域や単元等についても記載。その際、今次改訂において学習指導要領のデジタル化の方向性が示されている中、指導計画上、相当教科等の領域や単元等の学習指導要領コードを示すなどの情報連携の可能性についても留意

- A 総合的な学習の時間の一部または全部（教科等横断的であったり、相当教科等の特定が難しい場合など）
- B 各教科の一部または全部（相当教科等の特定ができる場合）
- C 総合的な学習の時間・各教科の一部または全部（相当教科等の一部に加え、相当性がない部分は総合で対応する場合など）

②実施場所・指導者

在籍校で実施するか、在籍校以外の実施機関で実施する場合、実施機関の機関名や場所、指導者について

③対象活動の目標・内容・頻度・実施方法（教材等の在り方を含む）

以下のような教育活動を例として、いつ、どのような内容をどのように実施するのか

部分的な早修、大学教員等の支援を得た発展的な課題を対象とする個人探究、大学の科目受講、大学等が実施するプログラムやコンテンツへの参加、それに関わる事前準備 等

（3）対象児童生徒の「学習状況の記録」

- ① 対象活動の成果・学習状況の記録（※V「学習評価の在り方」参照）

指導計画・学習評価等の考え方に係る論点と方向性（1）

IV. 指導計画の作成・運用・管理の在り方（1） ※具体的な方向性は次回以降検討

【②学習内容等を関係者が簡易に確認・共有・改善できる必要性の観点】

対象活動の内容は、通常の教育課程で可能な取組のみでは支援が十分できないレベルの高度な内容が想定されており、対象活動の実施に当たっては、在籍校以外の実施機関等の指導者など様々な関係者が共通認識を持って継続的に連携しながら指導する必要がある。このため、当該児童生徒の学習内容等を関係者間で効率的に確認・共有・改善できる仕組みとする必要があるのではないか

※対象活動を進める中で、当該児童生徒の状況や本人の意向等を十分に踏まえつつ、必要に応じて、対象児童生徒の対象活動の内容や場所を変更（特別の教育課程の実施中止を含む）することも考えられる

- 上記の観点を踏まえ、教育委員会や学校（学級担任、教科担任、養護教諭、スクールカウンセラー等）の関係者により、指導計画を簡易に参照したり、協働で作業できる仕組みとすべきではないか。このため、指導計画の作成・運用・管理は、電子媒体により、クラウド共有等の方法によることを原則としてはどうか。

その上で、事前の保護者同意等を前提としつつ、指導計画の内容に係る実施機関（大学等）との情報共有や連携の在り方について、整理が必要ではないか。特に、最も緊密な連携が必要となる、対象活動の具体的な内容（日時、安全確保面を含めた具体の場所、移動方法、毎回の活動の具体、実際の学習の様子等）の調整は、指導計画本体、あるいは、指導計画と一体的に運用される添付別紙等により、保護者同意の下、適切な閲覧権限・修正権限の付与も含め、教育委員会や学校と実施機関で、電子媒体によるクラウド共有等で運用・管理するイメージが効果的・効率的ではないか（指導計画本体についてまで保護者同意を得て情報共有の対象とするかどうかは各教育委員会等の判断によることが前提）。

その際、複数の特例に重複して該当する児童生徒については、実施機関による適切な指導を確保する上では、本特例に係る指導計画のみならず、他の特例（通級指導等）に係る指導計画に関する情報共有や連携も行われることが望ましい場合も有り得ることも踏まえ、こうした場合にも過度な負担が生じないよう、各教育委員会等の参考となる運用の考え方を整理してはどうか。

- また、当該児童生徒の支援のために、医療機関・福祉機関等とも連携している場合も想定されることから、連携に当たって必要な情報共有の在り方についても、現行の障害のある児童生徒に係る教育支援計画の運用実態も踏まえつつ、現状、特に不登校児童生徒について活用されている「児童生徒理解・支援シート」の活用も含め、整理が必要ではないか。

指導計画・学習評価等の考え方に係る論点と方向性（1）

IV. 指導計画の作成・運用・管理の在り方（2） ※具体的な方向性は次回以降検討

【②学習内容等を関係者が簡易に確認・共有・改善できる必要性の観点】

対象活動の内容は、通常の教育課程で可能な取組のみでは支援が十分で々きないレベルの高度な内容が想定されており、対象活動の実施に当たっては、在籍校以外の実施機関等の指導者など様々な関係者が共通認識を持って継続的に連携しながら指導する必要がある。このため、当該児童生徒の学習内容等を関係者間で効率的に確認・共有・改善できる仕組みとする必要があるのではないか

※対象活動を進める中で、当該児童生徒の状況や本人の意向等を十分に踏まえつつ、必要に応じて、対象児童生徒の対象活動の内容や場所を変更（特別の教育課程の実施中止を含む）することも考えられる

- 指導計画は、最終的には対象児童生徒の教育課程全体に責任を持つ学校が作成する必要がある。しかし、特異な才能や生じている学習上・生活上の困難等を踏まえた、効果的な対象活動や実施方法の検討は専門性を要する上、実施機関との連携等の在り方を含む国内での事例蓄積が未だ十分ではない中、学校の知見のみで指導計画を作成することは困難であると想定される。
- このため、学校が専門的見地からの助言を得ることができるよう、例えば、
 - ① 全国を対象範囲として、知見を有する複数の大学等によって構成される相談支援に対応可能なプラットフォームの構築、
 - ② 中期的な展望として、本特例は多数の学校での編成を想定するものではないこと、特に小規模自治体では体制整備が困難と想定されること等を踏まえ、①のプラットフォームとの連携を前提としつつ、広域自治体である都道府県教育委員会（総合教育センター等）による相談支援担当の設置
といった、相談支援体制の構築の在り方や国の支援の在り方について検討すべきではないか。
- このほか、相談支援体制の構築は、全ての自治体で体制整備を行うことが困難である中で、本特例の対象児童生徒とすべきかの判断の支援、適切な実施機関と学校・教育委員会が繋がることのできる支援といった、特別の教育課程の編成・実施を全般として過度な負担なく、円滑に実施する観点などからも、令和5年度から実施している相談支援体制に係る実証研究事業の展開を踏まえつつ、検討すべきではないか。

指導計画・学習評価等の考え方に係る論点と方向性（1）

V. 学習評価の在り方 ※具体的な方向性は次回以降検討

【③単なる早修を助長せず適切に学習評価ができる必要性の観点】

学習評価は最終的には学級担任や教科担任により行うものであるが、通常の教育課程のみでは支援が十分にできないレベルの高度な学習を対象活動として実施した際に、実施機関の指導者等との連携を含め、過度な負担なく、適切に対象活動に係る学習評価ができるようにすることが必要。併せて、特別の教育課程の実施が入試対策など単なる早修を助長するものとならないよう、入試における学習評価に係る取り扱い方について、どのように考えるか

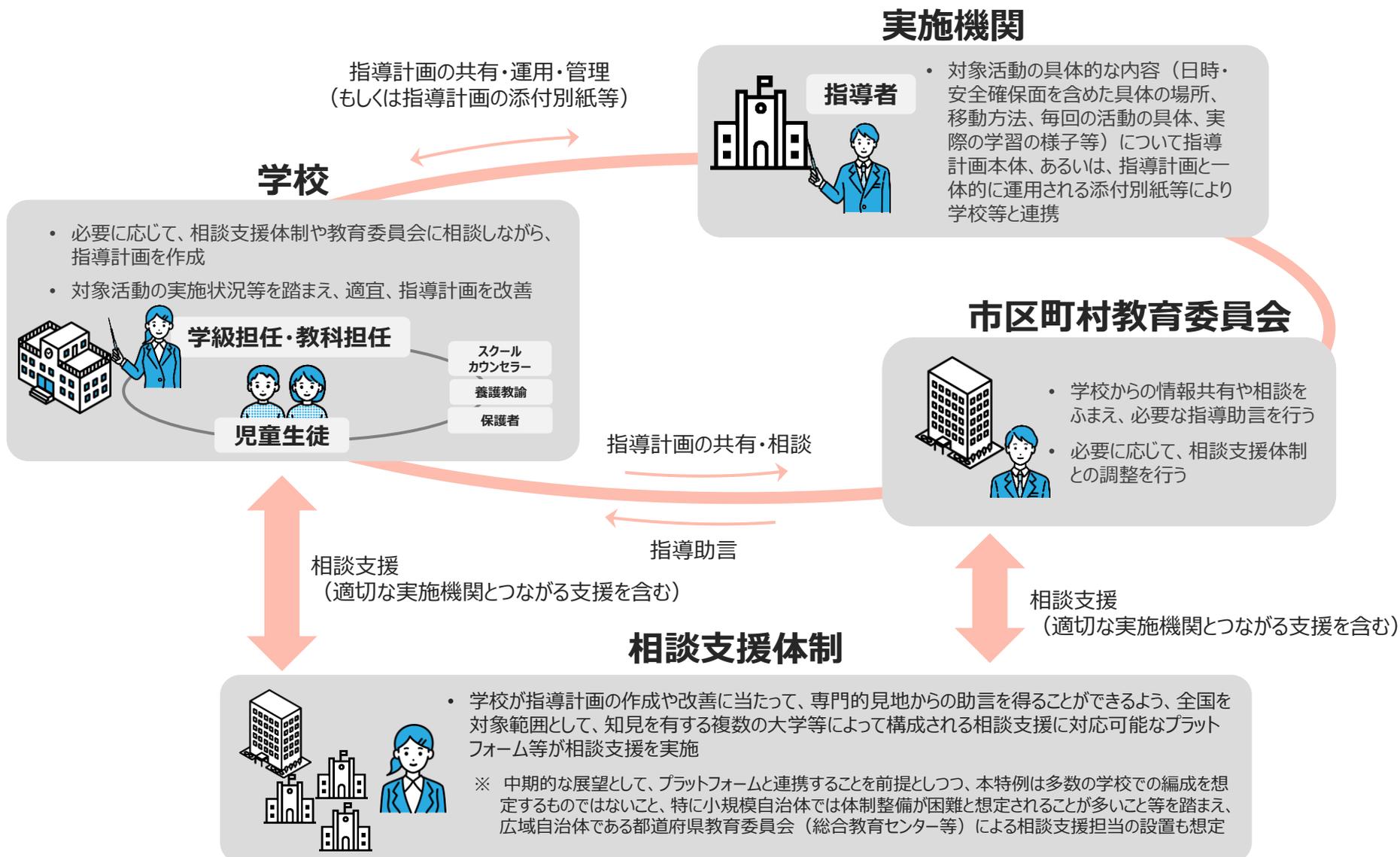
- 特異な才能のある児童生徒を対象とした特別の教育課程は、在籍校以外の機関や場所で実施するケースも多くなることが想定される。このため、学級担任や相当教科等の教科担任が学習評価を行うに当たり、実施機関において具体的にどのような学習活動を行い、どのような学習成果があったのか等の情報を、実施機関の指導者等から提供を受ける必要があると考えられる。その際、指導計画の作成段階で、原籍校と実施機関の指導者等との間で、学習評価に当たってどのような情報の提供が必要であるのか、可能であるのか、あらかじめ整理しておくことが望ましいと考えられるがどうか。これ以外に運用上留意すべきことはあるか。
- 論述やレポート、作品等の児童生徒の学習成果など、学習評価を行う上で必要な情報を十分に収集しつつ、学校・実施機関の双方にとって過度な負担とならないようにするという観点からも、電子媒体もしくはクラウドにより、実施機関の指導者等が指導計画本体、あるいは、指導計画と一体的に運用される添付別紙等に、対象活動の実施状況や対象児童生徒の学習の状況について記入し、最終的な評価者である学級担任や教科担任等がオンラインで参照できる運用にしてはどうか。
- 学習評価に関連して、通級指導や日本語指導などの既存の特別の教育課程と照らして特徴的な点は、「相当教科等」という概念があるという点になる。この相当教科等の学習評価に当たっては、論述やレポート、作品等の評価材料がある場合は、当該相当教科等の学習評価の一部として取り扱うこととしてはどうか。
- また、通級指導や日本語指導を受けている児童生徒は、指導要録上、当該指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を総合所見欄に記載するとともに、これらの事項について個別の指導計画に記載がある場合は、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能としているが、特異な才能のある児童生徒を対象とした特別の教育課程においても同様の取り扱いにしてよいか。
- その上で、特別の教育課程の実施が入試対策となったり、単なる早修を助長したりするものとならないよう、内申書上、本特例に係る特別の教育課程の編成の実施については記入しないこととすることについてどのように考えるか。また、対象活動を実施する学校や教育委員会はもとより、大学や高等学校にも入試における取り扱いについて国として一定の要請をするなど、どのような方法が考えられるか。

VI. その他

- II～Vの制度の詳細や実務に係る事項については、「運用の手引き（仮称）」で整理することを想定
- 現行制度においても、不登校児童生徒に係る「児童生徒理解・支援シート」の作成のほか、障害のある児童生徒への支援、日本語指導が必要な児童生徒への支援に係る個別の指導計画が作成されている実態がある。
今後、複数の特例に重複して該当する児童生徒の存在も想定される中、「児童生徒理解・支援シート」の活用の在り方、今般の特異な才能のある児童生徒・校外教育支援センターに通う児童生徒への支援に係る指導計画の在り方について、対象の児童生徒を包括的に支援し教育の質を向上させるとともに、学校現場の過度な負担を軽減する観点から、関係性を整理する必要があるのではないか。

指導計画の作成・運用等に係る連携の参考イメージ（素案）

補足イメージ





参考資料・データ

I. 対象活動実施機関等の考え方

- 第3回WGでの議論を踏まえ、対象活動（特別の教育課程で実施する特性等に応じた高度な内容に係る部分）を在籍校以外の機関が実施したり、在籍校以外の場所で実施したりするに当たっては、こうした機関や場所の在り方、当該機関が提供するプログラムの内容、指導者の在り方を一体的に捉え、対象活動として適切な質が総合的に担保されるようにすることが重要。これを踏まえ、実施機関や実施場所について考え方を検討することが必要
- まず、対象活動を在籍校以外の機関が実施する場合、対象活動実施機関等（以下「実施機関」という。）の基本的な要件として、以下の①～③を満たす機関等を対象とする方向で更に具体的な検討を行ってはどうか（次ページ以降で詳述）

「実施機関」が満たすべき基本的な要件

- ① 対象児童生徒の特異な才能を発揮する分野に関連し、一定の専門性を有していること
- ② 発達段階に応じた支援・指導の在り方、特異な才能のある児童生徒の特性の理解や支援の在り方等に関する一定の理解に基づき、相当教科等（※）の実施に伴う学習上・生活上の困難の軽減・解消が総合的に期待できる対象活動を実施できること（※）対象活動の実施に伴い、実施しなくてよいことになる相当する教科等
- ③ 対象活動での学習内容や状況について、対象児童生徒の原籍校と適切な連携を行うことができること（学習評価、卒業認定の観点からも把握が必要）

実施機関や実施場所等の考え方に係る論点と方向性（2）

I. 対象活動実施機関等の考え方（続き）

- 以上の基本的な要件を踏まえつつ、対象活動の一定の質を担保する観点から、具体の実施機関としては、当面、以下のような主体を念頭に置き、詳細は「運用の手引き（仮称）」で整理することの適否をどう考えるか
- 実施機関として、複数の大学等が共同でプログラムを実施するなど、複数の実施機関が連携して対象活動を実施する場合も想定される

	実施機関として想定される主体
上位学校種	高等学校等
大学等	大学（短期大学や大学院を含む。以下同じ。）、高等専門学校 ※大学等がプログラムを実施する場合に加え、大学等の一定の関与の下、大学等の教授、准教授、講師、助教などが個別に指導する場合も想定。その際に大学院生等が協力することも想定 ※大学等の一定の関与の下、学校教育法に規定する名誉教授の称号を授与されている者が協力することも想定 ※外国の大学等も排除されないが、特に前頁の実施機関が満たすべき基本的な考え方③で示している、適切な連携体制の構築の観点から十分に留意が必要
公的研究機関	研究開発法人、独立行政法人が設置する研究機関
社会教育施設	博物館法に規定する博物館
民間団体	特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援について、一定の専門性と実績を有し、安定した持続的運営が実施できることを過去の活動等から教育委員会等が適切に判断できる公益的な法人

- 以上に加えて、社会教育施設や民間団体を念頭に、特異な才能のある児童生徒への支援について、「（当該機関等は専門性を有していないものの、）一定の知見と実績を有し、当該分野に係る専門性を有する機関等と十分な連携が可能な場合」は、実施機関として扱うことの適否をどう考えるか
- 実施機関に対して、必要に応じて、専門性や学校現場での遠隔フォロー、高度な学びの場の提供等の観点から支援を行う、連携機関も存在し得るのではないか。具体的には、例えば、公立の社会教育施設、民間企業の研究機関や専門性を有する部門等と連携することが考えられるのではないか

Ⅱ. 対象活動を実施する場所等の考え方

【オンラインの活用に関わること】

- ① 対象児童生徒であっても、対象活動以外は、他の児童生徒とともに、基本的に通常の教育課程に基づく教育課程の中で学ぶことが前提。このため、在籍校を離れる時間が過度にならないことが必要だが、実施機関の指導者が在籍校で対象活動を実施できるケースは限られることや、適切な実施機関が存在するかどうかの状況は地域によって異なることも踏まえれば、対象活動の実施に当たっては在籍校においてオンラインの積極的な活用も想定される
- ② その際、小中学校段階では、実施機関の指導者とのやり取りなど、オンラインによる高度な学習を児童生徒のみで実施することは必ずしも容易ではない場合も想定される。このため、発達段階等に応じて、教員のほか学習指導員、連携機関の支援スタッフ等がオンラインによる対象活動に立ち会い、学習を支援することも有り得るのではないか。こうした場合の留意点等についても「運用の手引き」で整理してはどうか

【在籍校以外の場所での活動に関わること】

- ① 大学が保有する設備や文献等のリソースを活用して対面実施する方が効果的な場合など、対象活動のねらいや内容に応じて在籍校以外の場所で実施することが考えられる。この場合、例えば、小学生が大学や研究機関の実験施設で危険な環境で学習する、大学生と配慮なく同じ環境で学習するといったことがないよう、必要に応じた保護者の同伴も含め、発達段階を踏まえた安全管理や対象機関の指導者に対する倫理面での啓発が適切に実施される必要がある。教育委員会や在籍校が安全管理等の状況を過度な負担なく適切に把握できるようにすることも含め、具体的な考え方については「運用の手引き」で整理してはどうか
- ② 在籍校以外の場所に移動して対象活動を実施する場合の指導要録上の取扱いについては、移動時間を含めて対象活動として捉え、全体として出席と扱うことを基本としつつ、最終的には各教育委員会の判断により適切に取扱うこととすることの適否についてどう考えるか
- ③ 加えて、対象活動を相当教科等の時間に実施することが困難であり、相当教科等以外の時間に対象活動を実施せざるを得ない場合（上記②の移動時間を含む）は、出席困難となる授業の発生による影響を最小限に留めることを前提とし、当該時間も含めて対象活動として捉え、全体として出席と扱うことを基本としつつ、最終的には各教育委員会の判断により適切に取扱うこととすることの適否についてどう考えるか

Ⅲ. 実施機関の指導者の考え方

- 実施機関の指導者の考え方について、主体に応じて、以下のような整理をすることの適否をどう考えるか

高等学校	: 高等学校の当該教科の免許状保有者であること ※特に修士号や博士号保有者の活用も期待される
大学等	: 教授、准教授、講師、助教等（大学等における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有するものと認められている者であること）
研究機関	: 当該機関において研究に従事する者であること
社会教育施設	: 学芸員等の教育・研究に従事する者であること
民間団体	: 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援について、一定の専門性と実績を有する者であることを教育委員会等が適切に判断できる者であること

- 指導者については、発達段階に応じた支援・指導の在り方、特異な才能のある児童生徒の特性等の理解や支援の在り方等について一定の理解が必要であることから、こうした観点からの留意点を「運用の手引き」で整理してはどうか

※性暴力防止対応を含む子供の安心・安全のために必要な留意事項については別途整理

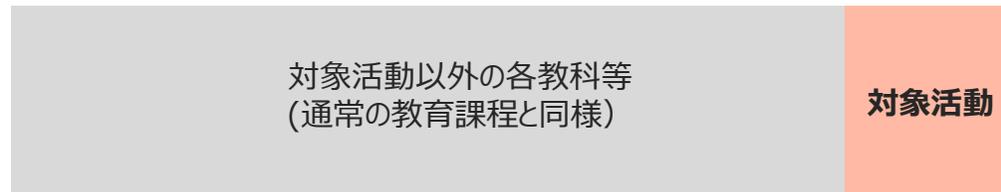
Ⅳ. その他

- 第3回WGにおいて示された通り、「実現可能かつ持続可能な仕組みを創設する」という、制度構築の基本的な考え方を踏まえ、まずは一定数の事例を創出し、その上で運用上の成果・課題を踏まえて随時仕組みを改善し、徐々に事例を増やしていくという方向性も踏まえ、実施機関や実施場所等の在り方についても、運用上の成果・課題を踏まえて随時改善を行っていくことが前提

I. 特別の教育課程の位置付け

- ① 特異な才能が発揮される分野や程度は様々なものがあるため、通常の教育課程での指導の工夫や柔軟化等を含め、多様かつ多層的な教育活動により支援が可能な場合も多いものと想定される
 - ➡まずは、通常の教育課程における支援の可能性を検討し、その上で、通常の教育課程のみでは支援が十分できない児童生徒を特別の教育課程の対象とすることを基本的な考え方とすべきではないか
 - ※ 対象とするかどうかの判断に当たっては相談支援体制の活用も考えられる。
 - ※ 通常の教育課程での支援に加えて、休日や長期休業中などに学校外でこうした児童生徒の活動の場が提供されている場合、相談支援体制を活用し、そうした活動の紹介を行うことなども考えられる。
- ② 「実現可能かつ持続可能な仕組みを創設する」という、制度構築の基本的な考え方を踏まえ、まずは一定数の事例を創出し、その上で運用上の成果・課題を踏まえて随時仕組みを改善し、徐々に事例を増やしていくこととしてはどうか
 - ➡制度創設当初から、多数の学校で特別の教育課程が編成される想定はしない
- ③ 対象の児童生徒であっても、特別の教育課程で実施する特性等に応じた高度な内容に係る部分（以下「対象活動」（仮称）という。）以外は、他の児童生徒とともに、基本的に通常の教育課程に基づく教育活動の中で学ぶことが前提（論点整理で整理済）
 - ➡飛び級や早期入学など、本来の学年よりも上位の学年・学校に早く在籍する、いわゆる「完全早修」を想定するものではない

（特別の教育課程のイメージ）



対象となる教育活動等の考え方に係る論点と方向性

Ⅱ. 「対象活動」(仮称)の考え方

- Iで検討した特別の教育課程の位置付けを踏まえ、各教育委員会・学校が、当該児童生徒について「通常の教育課程では支援が困難で、対象活動の実施が適切であること、それに伴い、相当する教科等(以下「相当教科等」という。)を実施しなくてよいこと」を過度な負担なく合理的に判断できることが必要



- これを踏まえ、まずは、日常的な見取りや心理検査等により、一定の判断が可能と考えられる算数・数学や理科等の教科等に関わる認知的な側面に着目し、対象活動を学校内外で実施することを基本に据えてはどうか

※ なお、例えばスポーツ分野のように、既に教育課程外で高度な内容の教育活動が広く実施され、利用されている実態があるものについては、教育課程内の対象活動として実施する効果や意義も踏まえ、対象活動の対象とすかどうか整理する必要

- その上で、以下のいずれも満たす場合、対象活動の実施を可能とする方向で検討してはどうか

※ 以下は対象活動の前提であり、対象児童生徒の考え方は別途検討

※ 児童生徒本人・保護者の意向を丁寧に確認する必要があることに留意

① 特例の適用に伴って実施しないこととする相当教科等で育成する資質・能力について、おおむね適切に身に付けられると判断できる場合 (その際、個々の指導事項ベースで身に付いているかどうかを個別確認するのは現実的に困難であることに留意)

② 特異な才能のある児童生徒は、認知・発達の特性等から、学習上・生活上の困難を抱えることもあることを踏まえ、以下の観点等から当該児童生徒に対して対象活動を実施する方が効果的であると総合的に判断できる場合

(1) 対象活動を実施することで、相当教科等の実施等に伴う学習上の困難の軽減・解消が期待できるかどうか

(2) 学級での他の児童生徒や教師との関係構築の観点から効果的かどうか(生活上の困難の軽減・解消の側面)等

- 対象活動を実施する場合、以下のA、B、Cのパターンのように、相当教科等の一部または全部の内容及び授業時数を実施しないことができることとしてはどうか

A

総合的な学習の時間の一部または全部

(教科等横断的であったり、相当教科等の特定が難しい場合など)

B

各教科の一部または全部

(相当教科等の特定ができる場合)

C

総合的な学習の時間・各教科の一部または全部

(相当教科等の一部に加え、相当性が無い部分は総合で対応する場合など)

※入試対策を助長しないようにするための運用とすることが前提

対象となる教育活動等の考え方に係る論点と方向性

Ⅲ. 対象活動で実施する教育活動

- 特別の教育課程での対象活動は、通常教育課程では支援が困難な児童生徒を対象とするものであり、学習指導の工夫や柔軟化、裁量的な時間の活用などの通常教育課程で可能な取組のみでは支援が十分できないレベルの高度な内容（※）を想定
※ 入試対策を助長しない運用とすることが前提
- 具体的には、Ⅰ・Ⅱも踏まえ、例えば、以下のような教育活動が想定されるところ、これらを対象活動の対象とすることの適否についてどう考えるか。他に考えられる教育活動はあるか
- これらを対象活動として実施する際に、ⅡのA、B、Cのパターンのいずれかにより、相当教科等を適切に判断して実施することとしてはどうか

【「対象活動」で想定される教育活動（例）】

- ・ 部分的な上位学校種等に係る早修
 - ・ 大学教員等の支援を得た発展的な課題を対象とする個人探究
 - ・ 大学の科目受講
 - ・ 大学・研究機関や民間等（※）が実施するプログラムやコンテストへの参加やそれに関わる事前指導 等
- ※ 大学や研究機関等が主体となる場合には、主に研究的・探究的なものが想定されるため、一定の質を確保するための要件を整理することが前提（別途検討）

Ⅳ. 対象活動の実施方法

- 対象活動の実施方法として、当該児童生徒の状況や、在籍校や在籍校と連携できる高校・大学等の状況に応じて、例えば以下のような形が考えられるが、適否についてどう考えるか。他に考えられる実施方法はあるか

対象活動（例）	実施方法（例）
・ 部分的な早修	・ 相当教科等の時間に高校等に移動して授業を受講 ※ 高校等が近接している場合など連携しやすい場合等を主に想定
・ 個人探究 ・ 大学の講義 ・ 部分的な早修	・ 相当教科等の時間に在籍校（空教室等）において、 －オンラインを活用して大学（海外大学も含む）や高校等の講義・授業を受講 －来校した大学教員等の指導者が実施する授業を受講
・ 大学の講義 ・ 大学等が実施するプログラムやコンテストへの参加 ・ 部分的な早修	・ 相当教科等の時間に大学や研究機関、博物館や図書館等の社会教育施設等に移動して、講義やプログラムを受講 ※ 要件を満たした適切な教育活動を実施できる大学や研究機関等が在籍校の近隣に存在する場合や、大学附属の学校であって大学と連携しやすい場合等を主に想定

※ 対象活動の実施に当たって大学等の外部機関と連携する場合の、連携体制構築の在り方については別途整理

※ 大学や研究機関等が実施する指導やプログラムによっては、授業日のみならず、夏季休業等の休業日にも実施するケースも想定される。対象活動自体は授業日に実施するものと整理しつつ、多様で柔軟なプログラムの存在を念頭に、休業日部分と組み合わせ全体を構成するものも対象活動の対象とする方向で検討

V. その他

- Ⅱ～Ⅳの制度の詳細や実務に係る事項については、「運用の手引き（仮称）」で整理することを想定
- 既存の特別の教育課程（日本語指導・特別支援学級・通級指導等）や現在新たに検討がなされている不登校児童生徒に係る特別の教育課程との関係については、それぞれが別の特例である一方、実際には重複する児童生徒の存在も想定される。そのような場合の特例の円滑な運用の在り方について、今後、検討を深めていく中で、運用上の整理が必要ではないか
- 対象活動を実施するに当たっては、以下のような点に留意
 - ・ 対象となる特異な才能のある児童生徒を含め、子供たち一人一人の多様性が相互に認められる包摂的な学校・学級の文化や風土の醸成、特性等に係る理解の促進の必要性
 - ・ 当該児童生徒の発達に応じた、個性や特性等の認知的な側面以外にも配慮する必要性

特別の教育課程における「対象活動」のイメージ

補足イメージ

特異な才能が発揮される分野や程度は様々なものがあるため、通常の教育課程での指導の工夫や柔軟化等を含め、多様かつ多層的な教育活動により支援が可能な場合も多いものと想定される

➔まずは、通常の教育課程における支援の可能性を検討し、その上で、通常の教育課程のみでは支援が十分できない児童生徒を特別の教育課程の対象とすることを基本的な考え方とすべきではないか

※ 対象とどうかの判断に当たっては相談支援体制の活用も考えられる

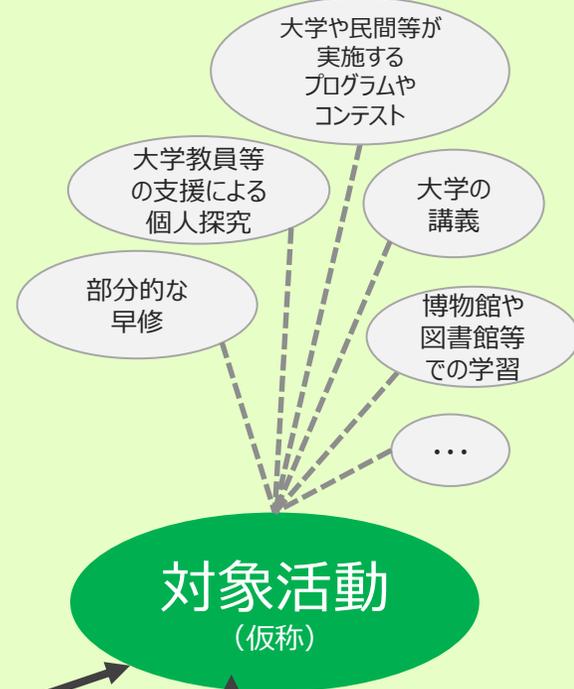
※ 通常の教育課程での支援に加えて、休日や長期休業中などに学校外でこうした児童生徒の活動の場が提供されている場合、相談支援体制を活用し、そうした活動の紹介を行うことなども考えられる

教育課程

2階

特別の教育課程※1,2 (本WGでの検討事項)

- まずは、日常的な見取りや心理検査等により、一定の判断が可能と考えられる算数・数学や理科等の教科等に関わる認知的な側面に着目し、対象活動を学校内外で実施することを基本に据えてはどうか
- その上で、以下のいずれも満たす場合、対象活動の実施を可能とする方向で検討してはどうか (以下は対象活動の前提であり、対象児童生徒の考え方は別途検討)
 - ① 特例の適用に伴って、実施しないこととする相当教科等で育成する資質・能力について、おおむね適切に身に付けられると判断できる場合 (その際、個々の指導事項ベースで身に付いているかどうかを個別に確認するのは現実的に困難であることに留意)
 - ② 特異な才能のある児童生徒は、認知・発達特性等から、学習上・生活上の困難を抱えることがあることを踏まえ、以下の観点等から当該児童生徒に対して対象活動を実施する方が効果的であると総合的に判断できる場合
 - (1) 対象活動を実施することで、相当教科等の実施等に伴う学習上の困難の軽減・解消が期待できるかどうか
 - (2) 学級での他の児童生徒や教師との関係構築の観点から効果的かどうか (生活上の困難の軽減・解消の側面) 等
- その際、対象活動を実施する場合、以下のA、B、Cのパターンのように、相当教科等の一部または全部の内容及び授業時数を実施しないことができることとしてはどうか
 - A 総合的な学習の時間(※3)の一部または全部
 - B 各教科の一部または全部
 - C 総合的な学習の時間・各教科の一部または全部



1階

通常の教育課程 (例)

通常の学級における
学習指導の工夫

生成AIを活用した
個に応じた指導

個に応じた高度な
課題の設定

「裁量的な時間」
の活用※

※対象活動と組み合わせて実施することも考えられる

教育課程外

相談支援等 (関係機関と密接に連携しつつ、教育委員会が主体となることも想定)

※1 「特別の教育課程」は、個々の児童生徒に着目した教育課程全体を指すものであり、特例により行う教育活動だけでなく通常の児童生徒と同様に学ぶ活動も含めたものであるが、本資料では対象活動を指すものとする

※2 特別の教育課程の前提として、まずは通常の教育課程において特異な才能のある児童生徒の支援に取り組み、その上で通常の教育課程において支援が困難な児童生徒を特別の教育課程の対象とする

※3 特別の教育課程において総合的な学習の時間を相当教科等とすることは、今次改訂の『好き』を育み、『得意』を伸ばすという方向性にも合致し、総合の役割を積極的に果たそうとするもの



ワーキンググループにおける検討事項・論点

令和7年10月16日
教育課程部
特定分野に特異な才能のある
児童生徒に係る特別教育課程
ワーキンググループ
資料1より抜粋
(以下P13も同様)

学校外の機関とも連携し、特性等に応じた高度な内容を取扱う場合等において、特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みについて、企画特別部会の論点整理を踏まえつつ、具体的に検討する

① 制度構築の基本となる考え方や留意点

- 令和4年有識者会議の「審議のまとめ」の考え方や諸外国の多様な取組の成果と課題等を踏まえつつ、今回の特別の教育課程の仕組みをどのような趣旨・目的で創設するか
- その際、論点整理における以下の記載も踏まえ、実現可能かつ持続可能な仕組みを創設することを最優先し、創設後の運用上の成果・課題を踏まえて随時仕組みを改善する前提で検討すべきか

(論点整理における記載)
 実態把握や支援ニーズの可視化も途上であることも踏まえ、新たな仕組みは、対象を一定の範囲に限定した上で創設し、その後、運用状況を踏まえて拡充の適否等を検討する方向とすべき

- 新たな仕組みについて、社会的な分断や関係者の忌避感を生じさせないように留意しつつ、着実に制度の設計と円滑な実施を図るため、論点整理で提起された②～④の検討事項に加え、相談支援体制の在り方について検討すべきか

- ② 特別の教育課程の内容・授業時数・指導計画等
- ③ 特別の教育課程が実施される場所
- ④ 対象となる児童生徒

- 論点整理において、教育課程全体としての包摂性を高める方向で制度設計する方向性が掲げられていることを踏まえ、特例の適用がある児童生徒も、通常の教育課程で多様性を認め合い協働的に学ぶなどの方向で具体の検討を進める

※ 論点整理において、基本的な考え方の一つとして「実現可能性の確保」が掲げられていることを踏まえ、教師、学校、教育委員会の負担や負担感に配慮して、具体の検討を進めることが前提

② 特別の教育課程の内容・授業時数・指導計画等

- 特別の教育課程の内容としてどのようなものを対象とし、対象となる教育活動に係る授業時数の取扱等をどのようにすべきか

(論点整理における記載)
 ● 外部機関とも連携しつつ、過度な負担を生じさせないように配慮しながら、個別の指導計画を作成する方向で検討すべき
 ● 学習評価は指導要録上明確に位置付ける方向で検討すべき
 ● 入試対策など単なる早修を助長しない運用とすべき
 ● 特性等に応じた高度な内容に係る部分以外は、基本的に通常の教育課程と同様であり、標準総授業時数も確保することとする方向で、具体の運用を検討すべき

(具体的論点)

- 特別の教育課程の対象教科等の考え方 (対象とならない教科等での教育活動は、基本的に他の児童生徒と同様の通常の教育課程)
- 具体的な対象となる教育活動の適否
例：部分的な上位学年・上位学校種の先取り学習、大学の科目履修、大学や民間等が実施するプログラムへの参加、発展的な課題を対象とする個人探究 等
- 具体的な実施方法の適否
例：夏季休業期間での集中実施、オンラインの活用による受講、指導者の来校による実施、授業日と休業日を組み合わせた実施 等
- 特別の教育課程の授業時数の取扱い
- 通常の教育課程での指導方法の工夫や柔軟化 (裁量的な時間等の活用を含む) や、教育課程外による支援との役割分担や関係性の整理
- 個別の指導計画の目的、作成の主体、記載すべき要素、効果的かつ過度な負担が生じない運用方法
- 指導の記録、学習評価の方法・観点、指導要録における記載イメージ



③ 特別の教育課程が実施される場所

- 学校外の機関と連携した取組が前提として考えられる中、特別の教育課程が実施される場所として、どのような場所を位置付けるべきか

(論点整理における記載)

特性等に応じた高度な内容は、研究的・探究的なものが想定されるため、在籍校での指導のほか、一定の要件（例：発達段階に応じた学習環境や体制の整備等）を満たした大学や研究機関等で実施される指導や学びを在籍校での学習とみなすこととする方向を踏まえつつ、具体の運用を検討すべき

(具体的論点)

- 特別の教育課程の対象となる教育活動を実施する場所として、在籍校以外に、大学や公的研究機関等での指導を対象とする場合の要件
- 授業日に大学や研究機関等に児童生徒が移動する場合における、対象となる教育活動の前後の移動時間等の取扱い
- 大学や公的研究機関等における指導者の要件

④ 対象となる児童生徒

- 特別の教育課程の対象となる児童生徒の考え方と、その対象者を判断するプロセスをどのようにすべきか

(論点整理における記載)

- 各教科の内容の一部又は全部について、特に優れた資質・能力を有し、かつ、当該分野に強い興味・関心を有し、通常の教育課程では十分な支援が困難と学校や教育委員会が認める者とする方向で、具体の運用を検討すべき

(具体的論点)

- 対象となる児童生徒を判断する主体、具体的な考え方、判断方法（特別の教育課程によることなく、多様かつ多層的な教育活動により支援が可能な児童生徒が一定数存在することも踏まえつつ、特別の教育課程の対象となる児童生徒を検討する必要があることに留意）
 - 特別の教育課程の対象とするかどうかを判断する際の相談支援を含む体制やプロセス
- ※ 以上の内容等について、創設後の仕組みの運用を踏まえて随時改善することを前提としつつ、運用の手引き（仮称）を作成する方向で検討
- ※ 当該児童生徒に係る特別の教育課程の編成・実施は、そのために必要な大学や公的研究機関等が存在し、連携できることが前提であり、保護者の求めがあれば学校や教育委員会に実施義務が発生するものではないことが前提であることに留意
- ※ 上記の前提を踏まえつつ、制度の目的や趣旨に関してどのように広く社会における理解促進を図るのかといった観点にも配慮しながら検討が必要

②特定分野に特異な才能のある児童生徒の教育課程に係る課題・方向性



【現状と課題】

令和6年度までの取組

- 特異な才能のある児童生徒は、認知・発達の特性等から、学習上・生活上の困難を抱えることがある
- こうした児童生徒への指導・支援が未発達であったため、令和5年度以降、文部科学省事業で推進してきた（例：アセスメントツールや教育課程外を中心としたプログラム開発、教員研修パッケージの作成等）

令和7年度予算事業

- 地域レベルや全国レベルで、保護者や児童生徒を対象とした相談体制の構築を推進している
- 質の高い持続可能な支援とする観点から、学校外の団体と学校が連携し、教育課程内での位置付けが可能な学習・支援プログラムの開発を推進している

生じている課題

- こうしたプログラムでは、通常の教育課程とは大幅に異なる高度な内容が想定されるが、特別の教育課程の制度が存在しない（令和7年度は研究開発学校制度の枠組みを活用）



【方向性と具体的論点】

学校外の機関とも連携し、特性等に応じた高度な内容を取扱う場合等において、特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みを新設する方向で検討すべき

①対象となる児童生徒

- 各教科の内容の一部又は全部について、特に優れた資質・能力を有し、かつ、当該分野に強い興味・関心を有し、通常の教育課程では十分な支援が困難と学校や教育委員会が認める者とする方向で、具体的な運用を検討すべき

②特別の教育課程の内容・授業時数

- 外部機関とも連携しつつ、過度な負担を生じさせないよう配慮しながら、個別の指導計画を作成する方向で検討すべき
- 学習評価は指導要録上明確に位置付ける方向で検討すべき
- 入試対策など単なる早修を助長しない運用とすべき
- 特性等に応じた高度な内容に係る部分以外は、基本的に通常の教育課程と同様であり、標準総授業時数も確保することとする方向で、具体的な運用を検討すべき

③特別の教育課程が実施される場所

- 特性等に応じた高度な内容は、研究的・探究的なものが想定されるため、在籍校での指導のほか、一定の要件（例：発達段階に応じた学習環境や体制の整備等）を満たした大学や研究機関等で実施される指導や学びを在籍校での学習とみなすこととする方向を踏まえつつ、具体的な運用を検討すべき

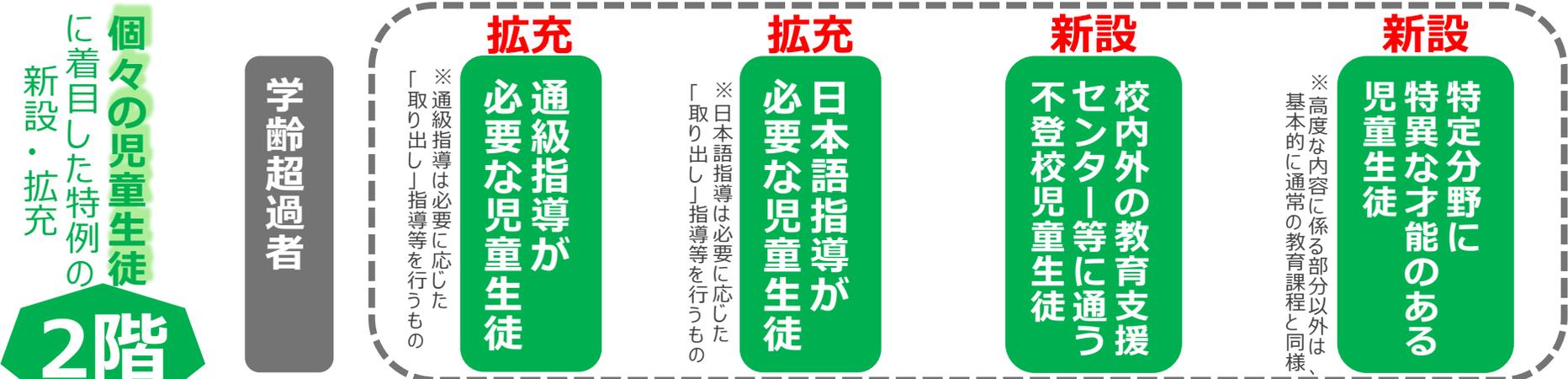
④その他留意事項

- 実態把握や支援ニーズの可視化も途上であることを踏まえ、新たな仕組みは、対象を一定の範囲に限定した上で創設し、その後、運用状況を踏まえて拡充の適否等を検討する方向とすべき

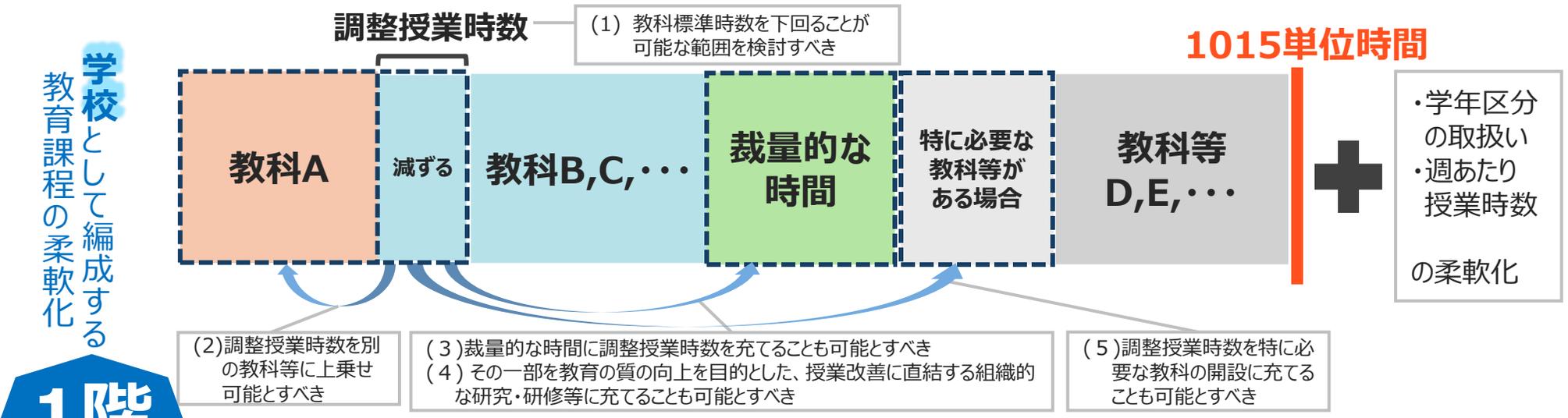
柔軟な教育課程編成の促進（小・中学校の全体イメージ）

令和7年9月25日
教育課程企画特別部会
論点整理
第三章（4）p.46より抜粋

- 多様な個性や特性、背景を有する子供に対応するため、「学校」と「個々の児童生徒」単位の柔軟化を組み合わせ、「2階建て」で複層的に包摂できる、柔軟な教育課程の仕組みの構築に向かうことが重要
- 「2階」の特例の適用がある児童生徒も、「1階」で他の児童生徒とともに学びやすくなるなど、全体としての包摂性を高める方向で制度設計する必要



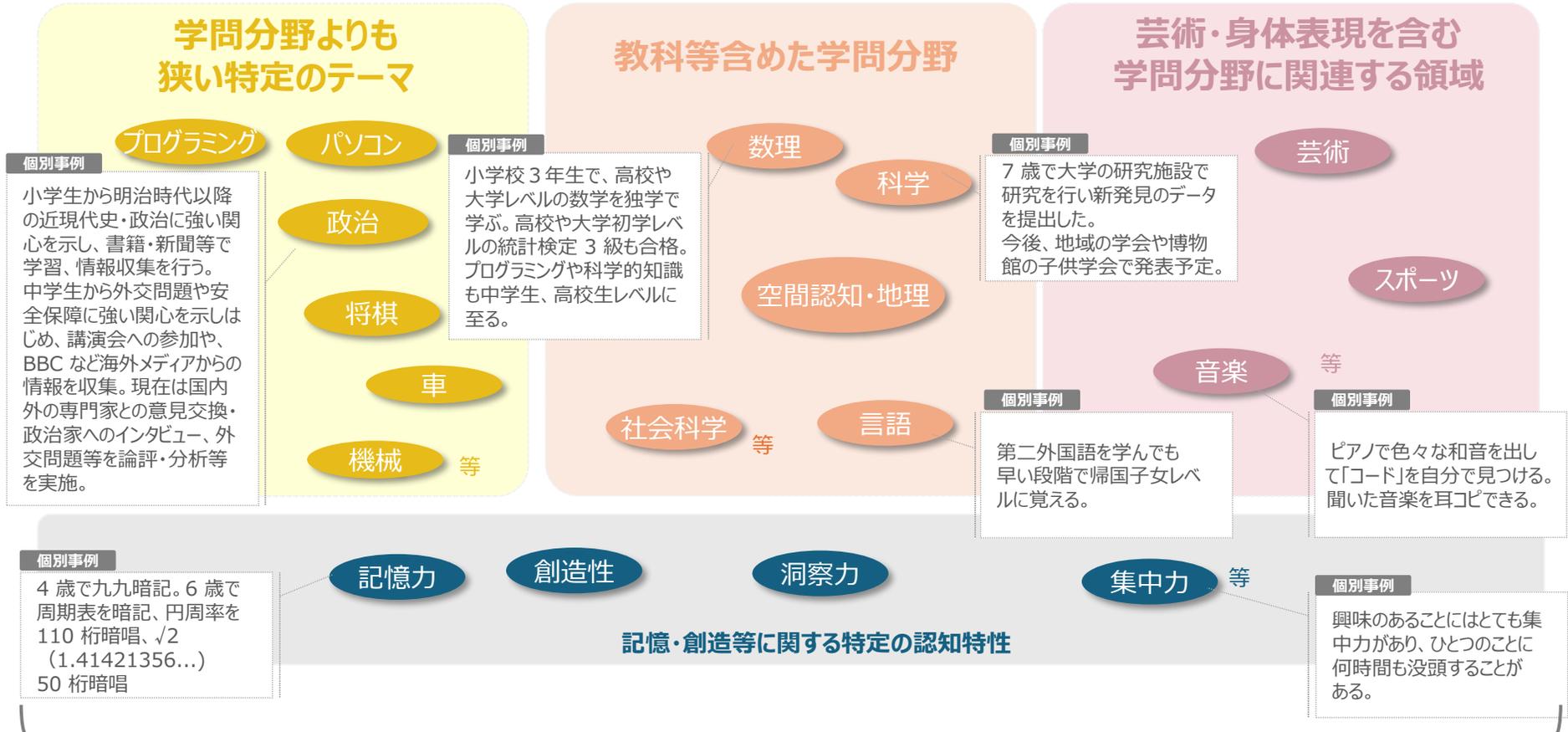
※教育委員会による支援を前提としつつ、大学等の協力も得る。全体としてデジタル技術を積極的に活用して対応



※創意工夫を引き出すためのカリキュラム・マネジメントの実質化や指導主事の機能強化も図る

特異な才能のある児童生徒（才能を示す領域とその表出例）

- 才能を示す領域は①学問分野ごと（教科ごと等）、②様々な芸術、スポーツ、③学問分野よりも狭い特定のテーマ などの場合がある。
- 才能の程度も高いIQで示されるような突出した才能に限られず、様々なものが想定される。



これらの認知特性やテーマ、学問分野、領域において

強い興味・関心といった内的動機や、非常に高いIQといった測定可能な指標での才能の発露など、特異な才能は、様々な程度が想定される

(出典) 文部科学省「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」の審議のまとめ、京都市教育委員会「特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究」研究成果報告書の記載を基に文部科学省が分類、作成

特異な才能のある児童生徒（特性と困難）

特異な才能のある児童生徒は様々な特性を持つことや、特異な才能のある児童生徒の特性やそれ以外の特性が複合し、当該児童生徒が学校で様々な困難を抱えていることが示されている。

児童生徒の特性

学習面での特性

- 早熟で学習が早い
- 興味のない分野で極端に学業不振になる
- 反復やドリルを嫌がる
- 基本スキルの練習を嫌がる

対人（友人）関係における特性

- 高い知的能力と比べて対人スキルが幼い
- 友人と興味関心が合わない
- 難しい話をしすぎることによる会話の続かなさ

感情特性

- 高い知的能力と比べて感情のコントロールが困難
- 他人の感情や期待に過敏で傷つきやすい

認知行動面

- 長い時間何かにこだわり熱中する
- 語彙が豊富で言語能力が高い
- 人と異なる経験や行動を好む
- 好奇心が強く質問が止まらない
- 感覚過敏
- 退屈が苦手

学校での困難の事例

授業の内容がすぐに理解できてしまいその先への興味が先行するが、満足できる知識は提供されず退屈してしまう

漢字の練習（同じ字を何度も練習すること）や同じパターンの計算問題が大量にある算数プリントが苦手。苦手と言う範疇を超え、ひどく嫌がり、叫び、ストレスから吃音の心身症状も出る

言語能力の高さに反してコミュニケーションが不得意なので言いたいことを言えずに我慢していたり、どうしていいかわからない

同級生との話がかみ合わず、あまり周りに理解をしてもらえない

小集団の中での言動が挑発的であったり、乱暴。自分軸でしか認識していないところがあり、状況判断ができていないため、対人トラブルが起きやすい。

早熟な知能に対して情緒の発達が遅く感情のコントロールが未熟なので、些細な事で怒ってしまったり泣いてしまったり、他の児童と言い合いになったりしてしまう

授業中に過集中 or 白昼夢に突入し、先生の指示を覚えていない時がある。その様子を同級生にきつく注意されトラブルになりがち

いきなり鳴る学校のチャイムやクラスメイトの大声で話す声、音楽クラスで自由に練習するときの笛の音や音のずれに不快感や恐怖を抱きやすく、授業に集中できなくなるときがある

1 特異な才能のある児童生徒をめぐる現状

- ・特異な才能のある児童生徒は、言語・数理・科学・芸術・音楽・運動など様々な領域に高い能力を示す。
 - ・社会問題など、特定の事柄に強い関心を示すこともある。
 - ・強い好奇心や感受性、過敏な五感、機能間の発達水準の偏りなどの認知・発達の特性を示すこともある。また、障害を併せ有する場合もある。
- ⇒ 上記の特性がゆえに、困難を抱えることもある。

2 指導・支援に関する課題

● 学習に関する状況

- ・授業での学習内容が知っていることばかりでつまらない。
- ・発言すると雰囲気壊してしまうので、分からないふりをしていた事例も。
- ・資質・能力を伸ばせない。充実した学びができない。

● 学校生活に関する状況

- ・知的側面が年齢不相応に発達しているため、同級生との会話や友人関係構築に困難。
 - ・教師との関係で課題を抱える場合もある。
 - ・集団の中でトラブルや孤立が発生する場合もある。
- ⇒ 以上の結果、不登校になることもある。

● 特異な才能のある児童生徒を取り巻く状況

- ・教師・学校・教育委員会による効果的な支援が行われている実態もあるが、各主体の理解や体制に左右。
- ・興味・関心に合った学校外の学びの場にアクセスできない（地域偏在）や、情報が届かない状況。
- ・環境整備に当たっては、国民的な合意形成の視点も重要。

3 今後の取組の基本的な考え方

- ◎ 多様な一人一人の児童生徒に応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、支援策を考える。
- ◎ 特異な才能のある児童生徒が抱える学習上・生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに、個性や才能を伸ばす。

<留意点>

- ・何らかの特定の基準や数値によって才能を定義しない。（ラベル付けや過度な競争はしない。）
- ・学校現場が分断されたり、特異な才能のある児童生徒が差別対象となったりしないよう留意。

<取組を進める上での考え方>

- ・学校種の特性を踏まえる

〔	義務教育段階：学校内の多様性と包摂性を高める中で一人一人の社会性を涵養。飛び級は慎重に検討。
	高校段階：学校外学修の単位認定などを活用。
- ・学校外の学びの場を積極的に活用

・デジタル社会の進展を踏まえ、ICTを積極的に活用

- ・教育課程に求められる共通性との関係に留意

4 今後取り組むべき施策

有識者会議が想定する「あるべき姿」

● 教室や学校の様子

- 学校の教室で、特異な才能のある児童生徒も含む子供たち一人一人が、その多様性を認められている。
- 教師の理解の下、一人一台端末も活用して学習内容の習熟の程度に応じた学習も取り入れ、かつ子供たちがお互いに高めあう教育活動が行われている。
- 上記の姿が実現してもなお、困難が生じている場合、普段過ごす教室とのつながりが切れることのないように配慮しつつ、一時的に別の教室等で特性等に合った学習等を行うことが可能。

● 学校外での学びとの連携

- 大学や民間事業者、非営利法人、教育支援センターなどの学校外の様々な機関等が、学校や教育委員会と連携し、夏休みや休日などに提供されるプログラムや、学校にしながらオンラインで提供されるプログラムなどを提供。

● 周囲の理解等

- 教職員からの理解や、家庭・地域社会からの理解と協力を得ている。また、教職員や保護者が必要に応じていつでも相談できる体制も整えられている。

特異な才能のある児童生徒を含む全ての子供たちが、自らの理解の程度や知的好奇心に応じ積極的に学習に取り組み、お互いに特性やよさを認め合い、安心感・充実感をもって学校生活を送ることができる。

具体的な施策

- 1 **特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進**
・教職員の理解のための研修動画の作成など

- 2 **多様な学習の場の充実等**
 - ・学校内の教室以外で、安心して過ごせるような居場所の充実（校内教育支援センターの活用など）
 - ・養護教諭・SC・SSW・学校司書・学習指導員の活用
 - ・既存の支援策の推進
 - * スーパーサイエンスハイスクール
 - * WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業
 - * 大学等が理数系分野で突出した能力を有する児童生徒の能力を伸長する「ジュニアドクター育成塾」、「グローバルサイエンスキャンパス」
 - * 国際科学技術コンテスト（科学オリンピックなど）
 - * 国立文化施設における研修、音楽・舞踊分野等での高校生の海外研修
 - * スポーツ分野における取組

施策間の成果の往還により、
全体としての施策の質的向上に総合的に取り組む

- 3 **特性等を把握する際のサポート**
・認知・発達・行動の特性等を把握するアセスメントツール等の情報収集

- 4 **学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供**
・プログラム・イベント・人材等を集約するオンラインプラットフォームの構築

- 5 **実証研究を通じた実践事例の蓄積、横展開**

<検証すべきこと>

- * 子供の関心等に合った授業、多様性を包摂する学校教育環境
- * 多様な学びの場の設定や、過ごしやすい居場所としての環境整備
- * 学校と学校外の機関の連携による学習面・生活面の指導・支援
 - ※出席扱いとする場合の考え方（判断の主体、要件）の整理が必要
- * 才能と障害を併せ有する児童生徒の対応
- * 教職員・保護者に対する、児童生徒の対応に関する相談支援 など

- 秋田 喜代美 学習院大学文学部教授
- 市川 伸一 東京大学名誉教授、帝京大学中学校・高等学校校長補佐
- 今村 久美 認定特定非営利活動法人カトリバ代表理事
- ◎ 岩永 雅也 放送大学学長
- 大島 まり 東京大学大学院情報学環・東京大学生産技術研究所教授
- 中島 さち子 株式会社steAm代表取締役
- 根津 朋実 早稲田大学教育・総合科学学術院教授
- 福本 理恵 株式会社SPACE代表取締役
- 藤田 晃之 筑波大学人間系教授
- 本田 秀夫 信州大学医学部子ども心の発達医学教室教授
- 松村 暢隆 関西大学名誉教授

令和6年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の概要

令和6年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業（文部科学省）（以下、「令和6年度事業」という。）では、12団体を採択。特異な才能のある児童生徒を対象とした自治体や学校による教育支援、特異な才能のある児童生徒を対象とした支援の実態調査、研修パッケージの作成、教職員と保護者を対象とした相談支援等を実施。

分類	団体名	実施内容	
特異な才能のある児童生徒への実践事例の収集	株式会社ユーミックス	・ 特異な才能のある児童生徒を対象とした国内外の支援事例を調査、取りまとめ	
教職員等への研修	国立大学法人愛媛大学	・ 特異な才能のある児童生徒に関する研修パッケージを作成	
教職員と保護者を対象とした相談支援	特定非営利活動法人 日本教育再興連盟	・ 特異な才能のある児童生徒の保護者と関わる教員を対象に、教育学や心理学の専門家等による相談支援体制を構築	
特異な才能のある児童生徒への支援実践	学内	国立大学法人筑波大学	・ 附属学校で教室内、学校内外の学びの場の設定や環境を整備し、その効果等について専門的見地から言語化等を図る
		名古屋市教育委員会	・ イエナプラン教育の活動等を参考にした学級づくりの実践の改善・充実と、自由進度学習や、カリキュラムデザインの研究を実施
		国立大学法人三重大学	・ 総合的な学習の時間で、通常カリキュラムよりも体系的で深化した幅広い内容の学習を行う「拡充」を実施
	学内/ 学外	国立大学法人東京学芸大学	・ 児童生徒自身が授業の内容、方法、場所等を選択した上で、教室以外の場や大学といった学外リソースも活用した学びを提供
		長野県教育委員会	・ 特性を把握するアセスメント方法や特性を包み込む授業の在り方、特性に応じた教育方法を研究 ・ 自治体外機関と連携し、知能が高く学びの習熟が早い子や、好奇心が極めて強い子を対象としたスクール等を開催
		鎌倉市教育委員会	・ 外部の学びの場や事業者を用いた探究プログラム（かまくらULTLAプログラム）を実施
	学外	京都市教育委員会	・ 市内の宮大工、京友禅、京藍染といったものづくりの担い手と連携した4日間の体験活動講座を開催
		学校法人星槎	・ 学校法人星槎が運営する学校外教育施設（フリースクール）で、児童生徒に応じた学習や支援等を提供
		八王子市教育委員会	・ 市内大学と連携し芸術、工学、デジタル技術等の領域の教授から高度な技術を学ぶ講座を生涯学習活動の一環として実施

○民間や高等教育機関では特異な才能のある児童生徒への支援が拡充されつつある

○一方、学校教育における児童生徒の支援や、その学びを支える教員や保護者を対象とした支援体制は未確立

○一部の自治体で学内と学外両方の場での支援事例が見られるが、教育課程や学習評価等の観点で学内と学外それぞれの学びをつなぐ仕組みは未だ不十分

我が国における実践事例（1/2）

	観点① 一人ひとりの才能を把握・理解する仕組み	観点② 学校外のリソースの活用方法	観点③ 学級・授業の在り方、学校の教育課程や授業における学習評価との接続を図る仕組み	支援の場		
				教室内	学校内	学校外
鎌倉市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 認知特性、関心領域、思考スタイル等の特性を把握するため、学術的な根拠に基づくアセスメントを実施し、学びの特性を言語化 事前に参加児童生徒が在籍する学校からヒアリングを行い、支援スタッフ間で個々の支援方策の共通理解を形成 児童生徒の学びに携わる人を対象にプログラムに係るワークショップ研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特性に合わせた個別最適な学びを実現するため、教育委員会と民間事業者が連携し、鎌倉市が持つ自然環境や歴史遺産、地域企業や人材を活用した探究プログラムを開発、提供 	<ul style="list-style-type: none"> 教科学習の内容と相互に関連した探究プログラムを設計 在籍校での支援充実を図るためアセスメント結果や児童生徒の探究プログラムへの参加の様子を在籍校に共有 			○
京都市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 自身の思考スタイルや興味関心、認知特性を知るため、ものづくりに関心や能力がある児童生徒のうち、不登校又は不登校傾向者を対象に、アセスメントツールを用いて特性を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 特性や能力を十分に発揮できる体験の提供のため、市内の宮大工、京友禅、京藍染といったものづくりの担い手と連携した4日間の体験活動講座を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ものづくりの体験に留まらず、得られた知識を教科学習に広げ学校での教育との連携を図る 体験活動講座への参加状況については、児童生徒及び保護者の同意のもと、出席扱い等につなげられるよう、在籍校に情報を共有 教員にインタビュー等を行い、特異な才能のある児童生徒が過ごしやすい学級風土と教職員のかかわり方を研究 			○
学校法人星槎	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の得意、不得意分野を割り出し、不得意分野への取組方針や目標を検討 児童生徒の自己認識力等を上げるため、社会性や情動の成長を記録、可視化。教職員と保護者にSEL*1研修を実施 家庭での対応支援のため、児童生徒のSELの情報を保護者に都度共有 多様性の理解や心身の育成を目的にSEL教材の研究開発等を実施 <p>*1：ソーシャル&エモーショナルラーニングを指し、社会性と情動の学習を指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定分野に特異な才能のある児童生徒の対応を専門とする、学校法人星槎が運営する学校外教育施設「SEISAアカデミー」にて支援 興味関心に沿った授業を展開するため、科学施設、研究所等における学習や、民間企業の人材を講師として招いた多様な特別授業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 居住地の小学校に籍を持ちながらSEISAアカデミーをフリースクールとして利用。フリースクールへの出席は在籍小学校でも出席とする。 児童生徒に最適化した時間割・個別指導計画の検討や、ICT活用による個に応じた学習活動の日常化や支援の在り方の可視化等を実施 在籍小学校に毎月の出欠状況と活動内容や人間関係、成長等を共有 			○
国立大学法人三重大学	<ul style="list-style-type: none"> 特異な才能のある児童生徒の評価を的確に行うため、「拡充」学習のログや学習過程を専門家も交えて評価 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の児童生徒を含めて応用的な能力の伸展を図るため、「拡充」として大学講師を招き、大学生レベルに近い講義を実施 学びの振り返りや大学との連携を容易にするため大学が利用している学習支援サイトe-Learningポータルを整備、活用 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の時間を用いて、通常カリキュラムよりも体系的で深化した幅広い内容の学習を行う「拡充」を実施 特異な才能のある児童生徒が困難を克服でき、多様性を包摂する学校環境づくりのため、学習上の困難への支援、学校内環境整備等を実施 			○

(出典) 文部科学省「令和6年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業」の各研究成果報告書より作成。

実践事例 (2/2)

一人ひとりの才能を
観点① 把握・理解する仕組み

観点② 学校外のリソースの活用方法

学級・授業の在り方、
学校の教育課程や授業における学習評価
観点③ との接続を図る仕組み

支援の場		
教室内	学校内	学校外
○	○	
	○	○
○	○	○
○		
		○

国立大学法人
筑波大学

- 特異な才能を持つ子供が他の子供と比べ異なることが多い行動特性を基に構成された、才能児の不協和感 (GDF) チェックリストを全生徒を対象に実施し、行動特性を調査
- 一部生徒を対象に行動特性と学校への適応状況を探るインタビュー調査を実施

- 生徒一人ひとりの興味に応じた探究活動を実施するため、学校外の機関や専門家と連携し、中学3年次及び高校2年次で、教科書の枠を超えた学びの機会を提供する少人数によるゼミナールを開講

- 附属駒場中・高等学校で教室内、学校内外の学びの場の設定や環境を整備
- 学びの場や環境の効果等について専門的見地から言語化等を実施

国立大学法人
東京学芸大学

- アセスメントに代わって児童生徒の特性を発見するため、キャンプなどの校外活動や特別授業を実施

- 児童生徒自身が授業の内容、方法、場所等を選択した上で、教室で一斉授業を受けることが難しい一部の児童は大学内の適応指導教室も活用して活動
- 一般の授業では提供できない体験を提供するため、芸術施設での鑑賞や大学研究室と連携した科学実験の授業等を実施

- (保健室や適応指導教室、自宅での学びと、一般の児童生徒がいる教室での学びとの連携を図るも、教室での学びの時間と必ずしも時間帯が一致しないことや、姿が見えることへの抵抗感等からシームレスな連携に課題を抱える)

長野県教育委員会

- すべての児童生徒を包括する授業への改善を目的に、既存のアセスメントツール等を活用し、担任の経験や感覚だけでは気づきにくい児童生徒の特性を早期に発見
- 中学校では自己理解を目的に、生徒全員がアセスメントを活用し自分自身の特性や学び方の傾向の見える化を実施

- 児童生徒のニーズに対応し学校の枠を超えたサードプレイスとしての「学びの場」を設けるため、自治体外機関と連携し、知能が高く学びの習熟が早い子や、好奇心が極めて強い子 (アドバンス・ラーナー) を対象としたスクール等を開催

- 認知や発達に特性を抱える児童生徒に対して、特性を把握するアセスメント方法や特性を包み込む授業の在り方、特性に応じた教育方法について研究

名古屋市教育局

-

-

- 子どもたちが自律した学び手となるため、実証研究協力校で取り組むイェナプラン教育の活動等を参考にした学級づくりの実践の改善・充実を実施
- 発展的な学びに導く児童生徒へのインストラクション等含めたカリキュラムデザインの研究も併せて実施

八王子市教育局

- 児童生徒、保護者との面談を通して、得意分野や隠れた能力を把握
- 把握した得意分野や能力を伸ばすため、個別の指導計画を保護者、支援する大学教員等と作成

- 特異な才能としてのプログラミング技能の向上のため、市内の大学と連携し、高度なプログラミング技術を学ぶ講座等を開催
- コミュニケーション活動を苦手と感じる者が多いため、得意分野で才能を発揮できるよう地域団体と連携し、コミュニケーションスキルを学ぶ講座を開催

- 生涯学習活動の一環として、休日の土曜日に学校と連携して、才能の伸長を支援する講座を設ける
- 学校内の対応支援のため、児童生徒の変容を記録する「学びの記録」を作成し、在籍校の教員に報告

令和7年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の概要①

(1) 学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究

特定分野に特異な才能のある児童生徒がその特性に応じた学びを継続的かつ持続可能な形で行うことができるような学習・支援プログラムの在り方について、当該児童生徒の在籍する学校と学校外の団体が連携して研究を行う。

研究項目

- 対象となる特定分野に特異な才能のある児童生徒の見出し方
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒の探究的・研究的活動を支援する学習・支援プログラムの在り方
- 学校外で行われる学習・支援プログラムの成果の学校での評価への活かし方
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒の探究的・研究的活動を支援する学習・支援プログラムの在り方
- 学校外で行われる学習・支援プログラムの学校の教育課程への位置づけ方
- 対象となる児童生徒に対する個別的教育支援計画や指導計画の作成の在り方 等

国立大学法人愛媛大学

支援の種類を以下の9つの対応に分類し、それぞれの程度の割合の児童生徒が該当し、どういったニーズを有するのか、学校、学校外の連携を含めてどのような調整が必要とされ、実行できるのかについて実証的に明らかにする。
 ※どのような教育課程上の特例が必要になるのかも含めて検討を行う。

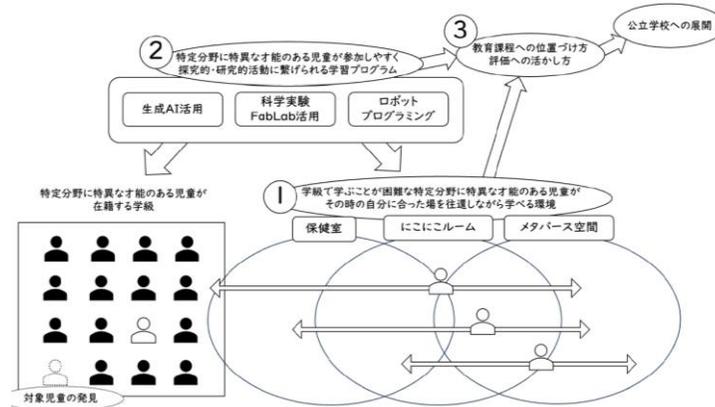
特定分野に特異な才能のある児童生徒を対象とした教育支援の類型化に関する研究仮説

	担当教員 a	教員による連携 b	外部専門家等 c
教室内 Type I	Type I a	Type I b	Type I c
学校内 Type II	Type II a	Type II b	Type II c
学校外 Type III	Type III a	Type III b	Type III c

国立大学法人東京学芸大学

以下を組み合わせた学びの教育課程上の位置付け、評価の方法、公立学校への展開について研究を行う。

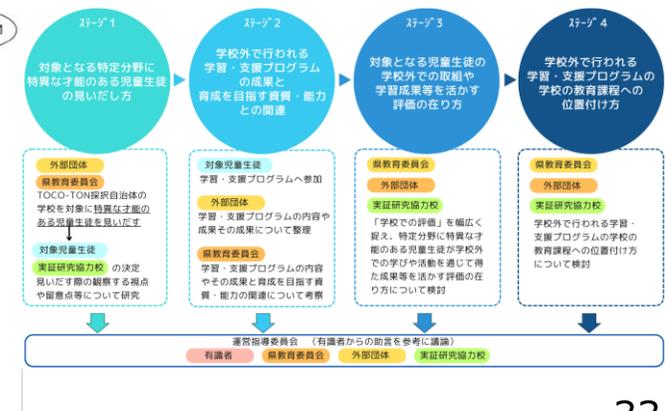
- 自分に合った場を往還しながら学べる学習環境の構築
 - メタバス空間の活用
 - 医療機関と連携した校内支援センターを構築
 - 各機関のハブとしての保健室活用
- 探究的・研究的活動につなげられる学習プログラムの開発
 - 生成AIを活用した探究的学習の伴走支援
 - ロボット・プログラミング等を活用した協働的な学びの実現
 - 科学実験、Fablab（ファブラボ）活用



長野県教育委員会

令和5～6年度の研究成果を生かし、以下について研究を行う。

- 特定分野に特異な才能のある児童生徒の見出し方
- 学校外で行われる学習・支援プログラムの内容の成果と育成を目指す資質・能力の関連について整理
- 対象となる児童生徒の学校外での取組や学習成果等を活かす評価の在り方
- 学校外の学習・支援プログラムの教育課程への位置付け方

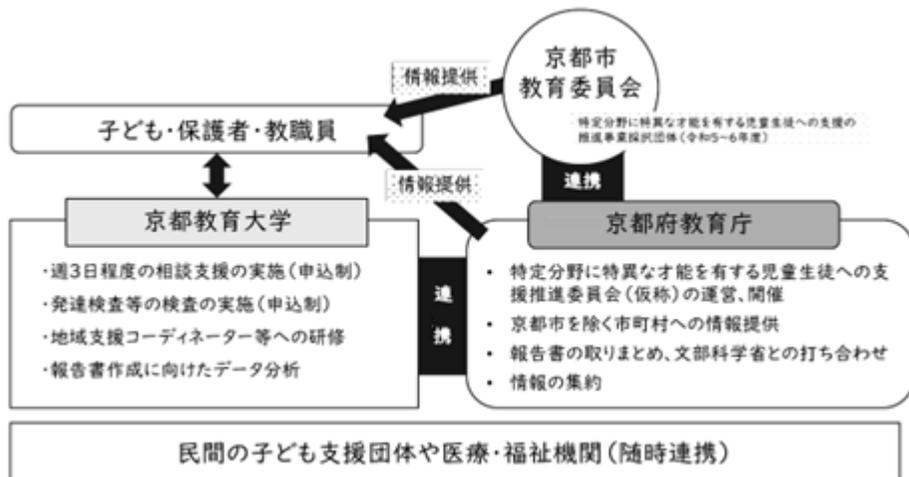


令和7年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の概要②

(2) 学校と連携した地域単位の 相談支援体制の構築等に関する実証研究

京都府教育委員会・京都教育大学等

- 京都府教育庁、京都市教育委員会、京都教育大学が連携して相談支援体制を構築。京都教育大学の総合教育臨床センターが、府内の国公私立学校・市町教育委員会とのネットワークを活用しながら、府内全域の相談支援業務を担う。
- 特異な才能のある児童生徒本人・保護者・関係する教職員は、直接センターに相談をすることができる体制を整備し、必要に応じて積極的に学校へ訪問し相談を受け付けることも可能とする。
- 教職員等向けに、特異な才能のある児童生徒への支援に関する基礎的な内容を中心とした研修を実施。
- これらの取組を通じて、
 - ①各教育委員会、各学校及び専門家等の役割分担や情報共有の在り方、
 - ②相談支援による相談者の変容や継続的な支援の在り方、対応可能な地域規模や学校数等
 について実証研究を行う。



(3) 全国単位の相談支援体制の 構築等に関する実証研究

国立大学法人愛媛大学

愛媛大学教育学部附属才能教育センター(令和7年4月1日設置)において、以下の取組を通じ、特定分野に特異な才能のある児童生徒を対象とする全国単位の相談支援体制の構築等に係る実証的・開発的研究を行う。

- オンライン上で当該児童生徒の特性に応じたプログラムの提供、相談及びメンタリングが可能なシステム(サイバーメンタリング・システム)の開発・実装。
- 相談支援体制として必要な分野や方策について情報を収集し、伴走支援や助言を行う人材ネットワークの構築と人材のプールを実施。この際、相談内容を分析しながら支援人材とのマッチングについても実証的に研究を行う。
- 事業を通じて得られる以下の知見を踏まえ、特定分野に特異な才能のある児童生徒の支援に関するガイドラインを作成。
 - * 相談支援における児童生徒の特性の把握の在り方
 - * 情報提供後の継続的な児童生徒への伴走支援の在り方
 - * 児童生徒の特性や才能に応じた人材等に関する情報収集の在り方 等

特性に応じた相談及びメンタリングが可能なシステムのプロトモデル
(愛媛大学 隅田教授 開発)

Cybermentoring System

動画を再生
 再生に関わるボタン
 {再生、一時停止、再生速度(2倍, 1.5倍, スロー)}

コメントの場面を再生時間で指定
 ファイルを添付して送信可

コメントへ返信可能
 指摘したコメントへスキップ

背景・課題

- Society 5.0の実現に向け、**未来を創造する科学技術人材**の体系的育成や、**才能ある児童・生徒が最先端の研究等にアクセスする機会の充実**が不可欠。

第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）【抄】

- 突出した意欲・能力を有する児童・生徒の能力を大きく伸ばし、「出る杭」を伸ばすため、大学・民間団体等が実施する合同合宿・研究発表会など学校外での学びの機会や、国際科学コンテストの支援など国内外の生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。

我が国の未来をけん引する大学等との社会の在り方について（第一次提言）（令和4年5月10日教育未来創造会議）【抄】

- 突出した意欲や能力を有する小中高生等を対象とした、大学等における、探究・STEAM・アントレプレナーシップ教育等を含む高度で実践的な講義や研究環境を充実。

統合イノベーション戦略2025（令和7年6月6日閣議決定）【抄】

- 小学校段階から高等学校段階まで一体的に育成するプログラムの実施機関数を拡充、教育委員会等と連携し、希望者のアクセス機会を確保。

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025（令和7年6月13日閣議決定）【抄】

- **科学技術人材**の育成を強化する。

事業概要

〔事業開始：令和5年度〕

高校生を対象としたグローバルサイエンスキャンパス（H26開始）及び小中学生を対象としたジュニアドクター育成塾（H29開始）を発展的に統合。実施機関の特徴や所在地域の実情に応じて、対象世代を選択できる制度として、拡充し、運営を改善。**初等中等教育（小学校高学年～高校生）段階において、理数系に優れた意欲・能力を持つ児童生徒を対象に、その能力の更なる伸長を図る育成プログラムの開発・実施に取り組む大学等を支援**。

【事業の目的・目標】

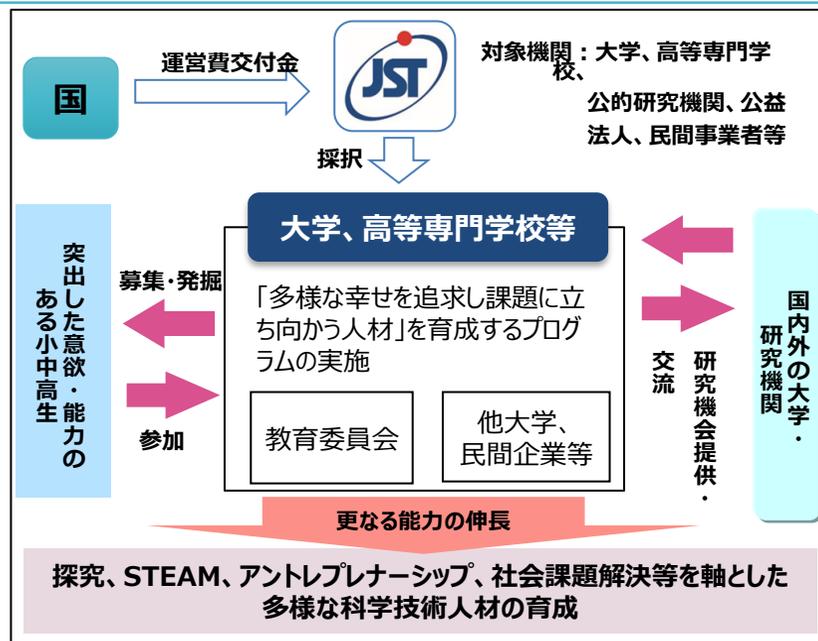
小中高生が、最先端の探究・STEAM、アントレプレナーシップ教育を受けられる機会を創出することにより、**将来グローバルに活躍する次世代の傑出した科学技術人材を育成**する。

【事業スキーム】

- 採択期間：5年間
- 対象者：小学5年生～高等学校／高等専門学校3年生
- 実施規模：**41機関程度**（※ジュニアドクター育成塾継続10機関を含む）
うち令和8年度新規：7機関程度（小中：2機関、高：3機関、小中高：2機関）
- 支援額（／機関・年）
小中：10百万円、高：30百万円、小中高：40百万円
- 加えて、科学技術・学術審議会人材委員会における「中間まとめ」を踏まえ、より幅広く理数系に興味・関心のある児童生徒を対象とした育成段階を導入、追加的に実施する機関を支援（**新規**）
（小中：2機関・2百万円/年、高：3機関・2百万円/年、小中高：2機関・4百万円/年）
- 対象機関：国公立大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、高等専門学校、公的研究機関、科学館、博物館、公益法人、NPO法人、民間事業者

【特徴と期待される効果】

- 実施機関の特徴を生かした制度設計、多様な機関との連携深化
- 児童生徒（特に小中学生）のアクセス機会の確保、地域の実情に即した人材育成拠点化、実施機関による地域への普及・展開
- アントレプレナー・デジタル人材・グローバル人材など多様な素養を有する科学技術人材の育成



(担当：科学技術・学術政策局人材政策課)

目的

- 先進的な理数系教育や、文理融合領域に関する研究開発を実施している高等学校等を、「スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 」に指定し支援することを通じて、将来のイノベーションの創出を担う科学技術人材の育成を図る。
- 高等学校等の理数系の教育課程の改善に資する、実証的資料を得る（学習指導要領の枠を超えた教育課程の編成を可能に）。

事業概要

<SSHとしての指定>

【基礎枠】

- 令和8年度指定校数：
240校程度（うち認定枠：22校）
（うち新規：38校（うち認定枠：5校））
- 指定期間：各期原則5年
- 支援額：6百万円～12百万円/年

● 類型

<基礎枠> 自然科学を主とする先進的な理数系教育に関する研究開発を実施。

<文理融合基礎枠> 社会の諸課題に対応するため、自然科学の「知」と人文・社会科学の「知」との融合による「総合知」を創出・活用した先進的な理数系教育に関する研究開発を実施。

<SSH指定校への追加支援>

【重点枠】

- 令和8年度重点枠数：
19校+1コンソーシアム程度（うち新規：8校程度）
- 指定期間：最長5年
- 支援額：10～13百万円/年
- 類型

<広域連携> SSHで培った成果等を広域に普及することにより、地域全体の理数系教育の質を向上。

<海外連携> 海外の研究機関等と連携関係を構築し国際性の涵養を図るとともに、将来、言語や文化の違いを越えて共同研究ができる人材を育成。

<革新共創> 社会問題・地域課題について、文理横断的な領域も含めた科学的な課題研究を行い、新たな価値の創造を志する人材を育成（アントレプレナーシップ教育等）。

【重点配分】※令和9年度からの事業改革に向けた先行的・試行的実施

- 令和8年度採択数：9校程度（新規）
- 指定期間：5年
- 支援額：1.5～5.5百万円/年

人材育成戦略等に応じて、指定校が取組を一層高度化させるための追加的な支援を実施。

【認定枠向け加速支援】※令和9年度からの事業改革の一部先行実施

- 令和8年度採択数：6校程度（新規）
- 支援額：3百万円/年

取組の更なる高度化に向け、追加の研究開発等を支援。

<管理機関への追加支援>

【SSHコーディネーター】

- 令和8年度配置数：
20機関程度
- 支援額：6.6百万円/年
- 令和5年度より開始

以下目的を達成するため希望するSSH指定校の管理機関（教育委員会等）に「SSHコーディネーター」を配置

- SSH指定校や地域の探究・理数系教育の充実
- 域内外の学校への成果普及
- 外部機関との連携を推進
- SSH指定校の自走化

成果

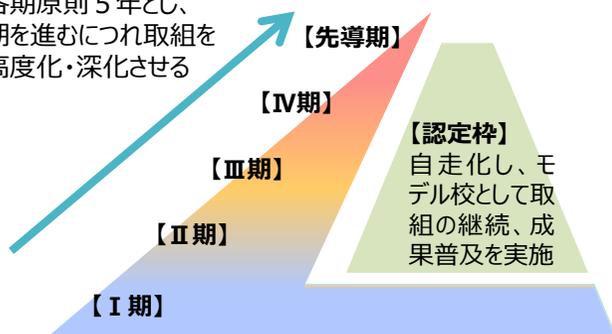
- 研究者をはじめとするSSH卒業生が、国内外で活躍
- 学習指導要領改訂（科目「理数探究基礎」「理数探究」の新設）
- 科学技術への興味・関心や姿勢の向上、理数系への進路選択
- 国際科学技術コンテスト等での活躍

支援内容

- 学習指導要領の枠を超え、理数を重視した教育課程の編成
- 国内外の高校・大学等との連携、課題研究の実施等に係る費用（旅費、物品費、等）の支援

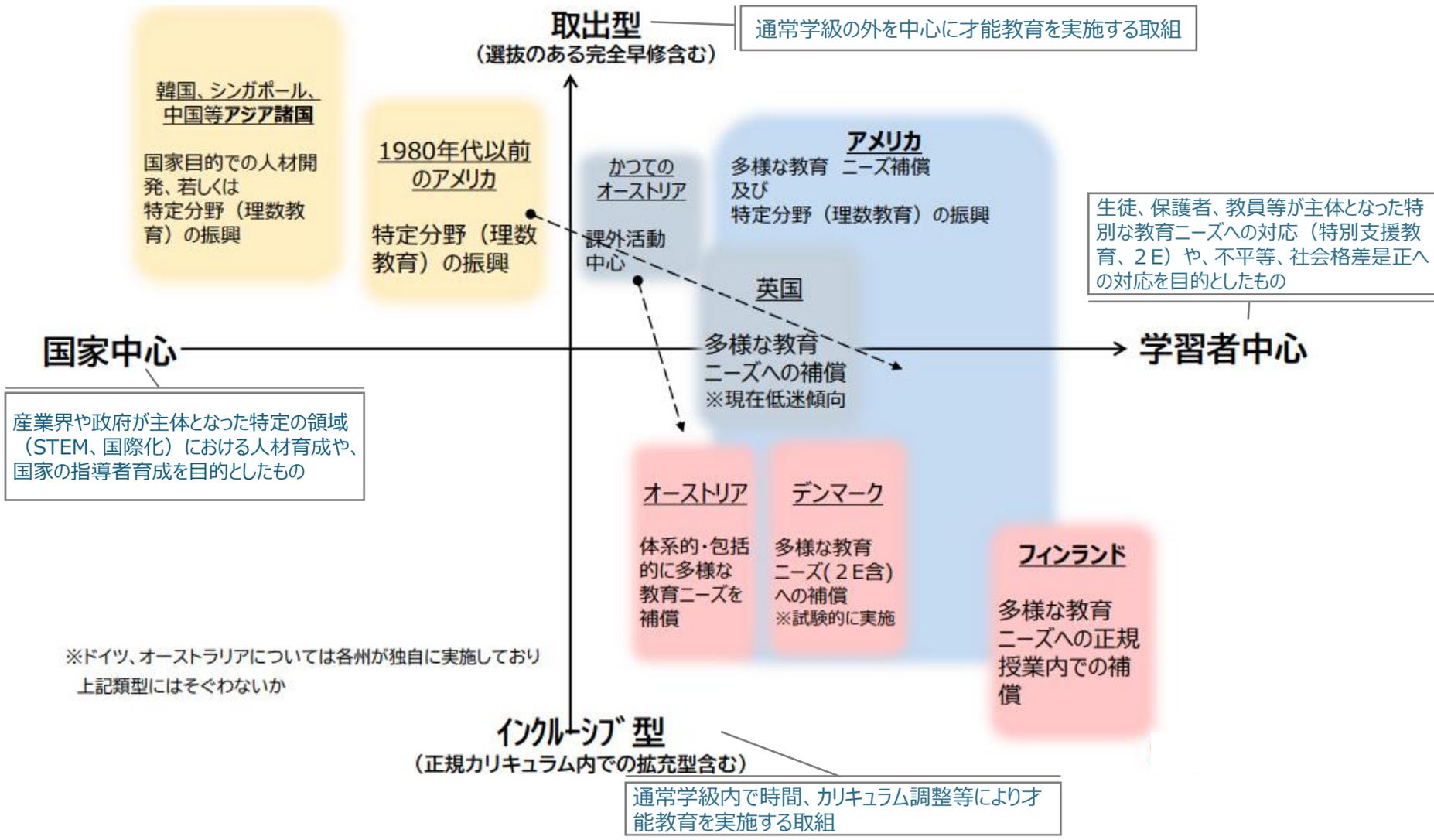
（担当：科学技術・学術政策局人材政策課）

各期原則5年とし、期を進むにつれ取組を高度化・深化させる



特異な才能のある児童生徒（諸外国における教育の多様性）

特異な才能のある児童生徒への教育目的や教育取組の形態は、諸外国によって多様。



(出典) 平成30年度「教育改革の総合的推進に関する調査研究～社会の持続的な発展を牽引する力の育成に関する調査研究～」(2019年、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)。図表については、文部科学省「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議（第3回）」配布資料の【資料1】より抜粋。青字については、平成30年度「教育改革の総合的推進に関する調査研究～社会の持続的な発展を牽引する力の育成に関する調査研究～」調査報告書を基に文部科学省にて補記。

アメリカにおける特異な才能のある児童生徒への支援

◆ 特異な才能のある児童生徒を対象とした支援のうち実施割合が高い支援例*1

支援形態 (順不同)	支援内容	実施状況			支援の場*2		
		小学1～3年	小学4～6年	中学生	教室内	学校内	学校外
1 一般の教室内での個別的対応 (Differentiation in the general education classroom)	一般の児童生徒も含めた教室内で学習するが、発展的な内容を学習する等の個別的対応を取ること	25州	28州	28州	○		
2 特定教科における上位学年の内容学習 (Subject matter Acceleration)	飛び級ではなく、特定の科目において上位学年の内容を学習すること*3	38州	39州	34州		○	
3 プルアウトプログラム (Pull-Out program)	一般の児童生徒を対象とした授業の時間において通常学級から離れ、代替的なプログラムに参加すること*3	28州	28州	19州		○	○
4 優等・上級レベルクラス (Honors/advanced coursework)	より挑戦的で難易度が高い教育課程に挑戦したい児童生徒向けに高度な学習プログラムを提供すること*4	—	—	33州		○	○

半数以上の州で提供

*1 : 「2020-2021 State of the States in Gifted Education」にて記載されている支援内容のうち、およそ半分以上の州 (小学1～3年 総数N=51、小学4年～中学生 総数N=48) で実施が確認できた支援内容を抜粋。

*2 : 「特異な才能のある児童生徒」に対して、その他の児童生徒と同じ教室内で支援を提供している場合は「教室内」、教室を離れ学校内で支援を提供している場合は「学校内」、大学等の学校以外の場で支援を提供している場合は「学校外」と定義している。

*3 : National Association for Gifted Children Webサイトを基に記載。

*4 : California Learning Resource Network Webサイトを基に記載。

アメリカにおける特異な才能のある児童生徒の定義（州により異なる）

事例1 ノース カロライナ州

- 学業または知的に優れた生徒（Academically or intellectually gifted students）は、知的領域、特定の学術分野、または知的領域と特定の学術分野の両方で高いパフォーマンス能力を発する。学業または知的に優れた生徒には、通常教育プログラムで提供されるもの以上に差別化された教育サービスが必要である。あらゆる文化的グループ、経済階層、人間の試みにおいて、優れた能力が存在する。

特徴

知的領域や学術領域において秀でている者を定義

事例2 ワシントン州

- 非常に有能な生徒（Highly capable students）とは、同じ年代、経験、環境の他の生徒と比較して、著しく高度な学業レベルの成績をあげている、または成績をあげる可能性を示している生徒を指す。優れた能力は、生徒の一般的な知的能力、特定の学業能力、かつ/もしくは、特定の領域における創造的な産物の中に見られる。これらの生徒は、一般の集団内だけでなく、RCW 28A.640章及び28A.642章*2に従って保護されているすべてのクラスの中にも存在する。

学業や知的能力に加え、創造性やリーダーシップといった非認知能力が高い者を定義

事例3 テキサス州

- 才能のある生徒（Gifted and talented student）とは、同じ年齢、経験、環境にいる他の子供や若者と比較して、著しく高いレベルの成果をあげるか、またはその可能性を示す子供や若者を指し、以下のいずれかに該当する。
 - 知的、創造的、または芸術的な分野で高いパフォーマンス能力を示す
 - 非凡なリーダーシップ能力を持つ
 - 特定の学問分野で優れている

事例4 コロラド州

- 4歳から21歳までの者で、能力、才能、達成の可能性において、1つ以上の領域で非常に優れたまたは発達的に進んだ適性や能力を持ち、教育プログラムのニーズを満たすために特別な配慮が必要な者を指す。才能のある子供（Gifted children）は、才能のある生徒（gifted students）とも言う。5歳未満の才能のある子供にも、幼児期の特別教育サービスが提供される場合がある。
- 才能のある生徒には、障害を持つ才能のある生徒（2E（twice exceptional））や、すべての社会的、民族的、文化的集団の中から特別な能力や可能性を持つ生徒が含まれる。才能のある生徒は、これらの才能のいずれかまたは組み合わせによって、高いパフォーマンス、卓越した成果、または卓越した学習行動を発揮することができる。
 - 一般的または特定の知的能力
 - 特定の学業適正
 - 創造性または生産的な思考
 - 視覚芸術、舞台芸術、音楽または精神運動能力

学業や知的能力、創造性等と同時に特別な配慮が必要となる障害を併せ持つ者も定義

*1：「2020-2021State of the States in Gifted Education」を基に記載。

*2：ワシントン州改正法典（RCW）のRCW 28A.640章では、ワシントン州の公立学校で人種、信条、宗教、肌の色等による差別を、28A.642章では、性別に基づく差別を禁止している。

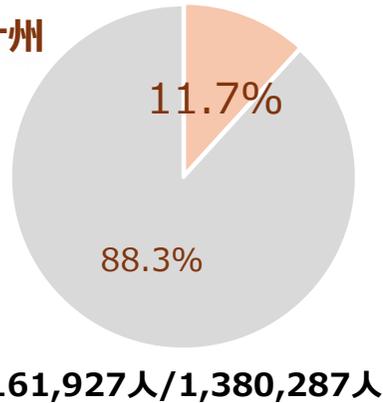
アメリカにおける特異な才能のある児童生徒の把握

- 特異な才能のある児童生徒の割合は州によって大きく異なる。（一番高いノースカロライナ州では11.7%、一番低いコロラド州では2.2%*）
- 一番割合が低いコロラド州においても、40人学級と仮定した場合、約0.9人に相当する特異な才能のある児童生徒が存在。

各州における「特異な才能のある児童生徒」の割合（才能があると判断された生徒/州における公立学校在籍数）

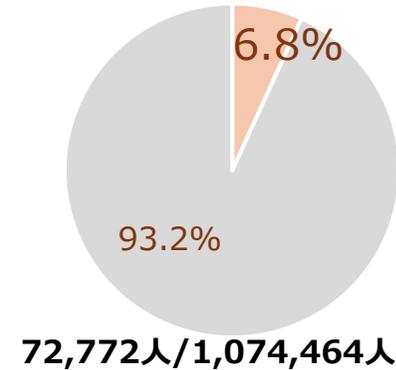
事例1

ノースカロライナ州



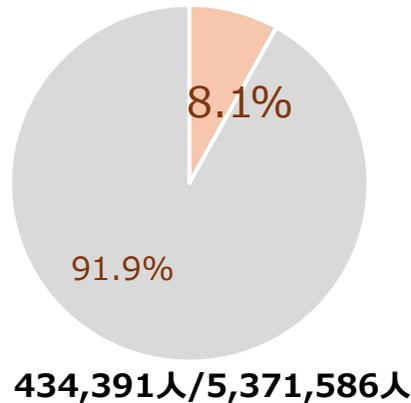
事例2

ワシントン州



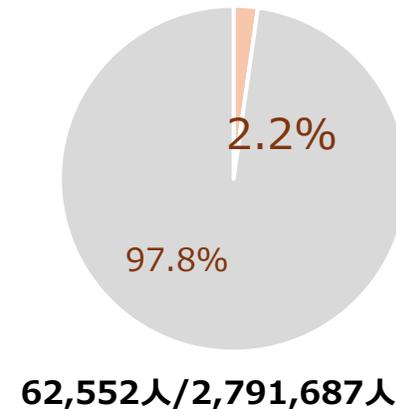
事例3

テキサス州



事例4

コロラド州

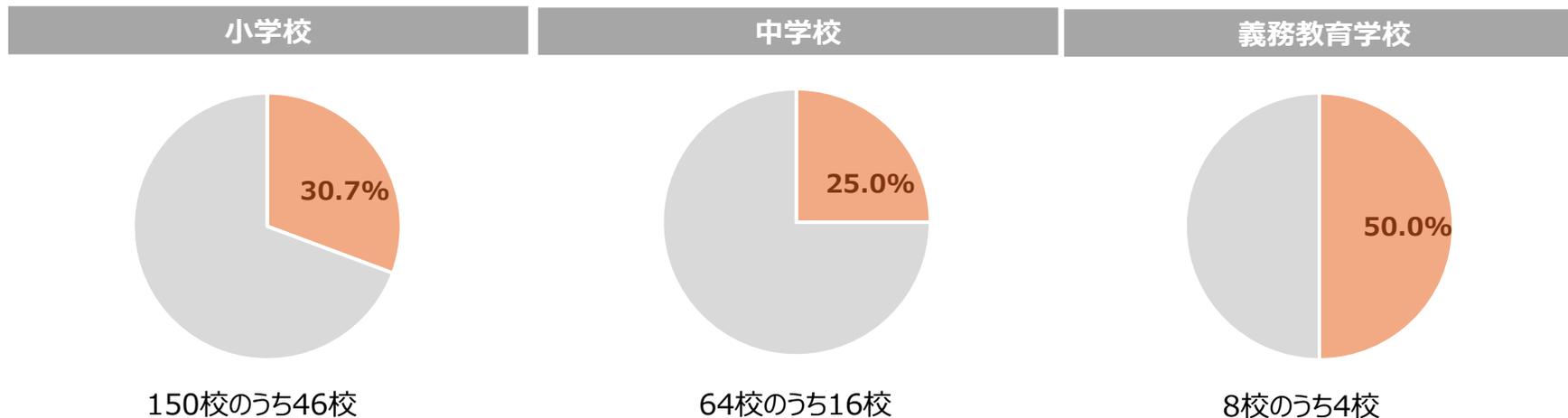


* : 「2020-2021 State of the States in Gifted Education」を基に作成。2020年から2021年の値。未回答あるいはデータが無い州は全体の4割程度。

(参考) 京都市における特異な才能のある児童生徒の把握

京都市教育委員会が、全市立小・中学校を対象に実施した調査では、小学校では30.7%、中学校では25.0%、義務教育学校では50.0%の学校に、特異な才能のある児童生徒が在籍していることが示されている。

◆京都市教育委員会における特異な才能のある児童生徒がいる学校割合とその数



◆京都市教育委員会における特異な児童生徒の割合とその数

学年	割合	人数
小1	0.12%	11人
小2	0.09%	9人
小3	0.24%	23人
小4	0.25%	24人
小5	0.12%	12人
小6	0.20%	20人
中1	0.09%	8人
中2	0.15%	13人
中3	0.15%	14人

(出典) 京都市教育委員会「特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究」研究成果報告書の記載を基に作成。京都市教育委員会の実証研究では、特異な才能を「特定の分野において2～4学年以上進んだ能力であり、その能力の高さが習い事や塾での学習だけでは説明できないもの」として定義し、アンケート調査を実施。